

「健康被害救済制度に関する認知度調査」
調査報告書
＜＜一般国民＞＞

平成21年9月30日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部



目 次

調査概要	P3
対象者のプロフィール	P4
Summary	P5
コメント	P9
1 健康被害救済制度 認知率	P10
2 医薬品副作用被害救済制度 認知率	P11
3 生物由来製品感染等被害救済制度 認知率	P12
4 健康被害救済制度 内容認知	P13
5 健康被害救済制度 認知経路	P15
6 健康被害救済制度 教えてもらった人	P16
7 健康被害救済制度 パンフレット・ポスター接触場所	P17
8 広告の認知率	P18
9 広告の接触場所	P19
10 健康被害救済制度 関心度	P20
11 健康被害救済制度 情報収集の方法	P21
12 副作用の経験	P22
13 副作用で治療を受けた経験	P23
14 健康被害救済制度を利用した経験	P24
15 健康被害救済制度利用時の相談先	P25
16 健康被害救済制度利用時の相談相手	P26
17 健康被害救済制度利用時に苦勞した事柄	P27
18 健康被害救済制度を利用しなかった理由	P28
19 健康被害救済制度 今後の利用意向	P29
20 健康被害救済制度 利用意向の理由 有効な周知の方法	P30
付録:調査票	P31

調査概要

- ・ 調査目的 健康被害救済制度の浸透度を把握し、今後の基礎資料とする
- ・ 調査対象 マクロミルモニタ 20歳以上の男女
- ・ 調査地域 全国
- ・ 調査方法 インターネット調査
- ・ 調査時期 2009年7月25日(土)～7月27日(月)
- ・ 有効回答数 3,119サンプル
(人口統計比にあわせて回収)

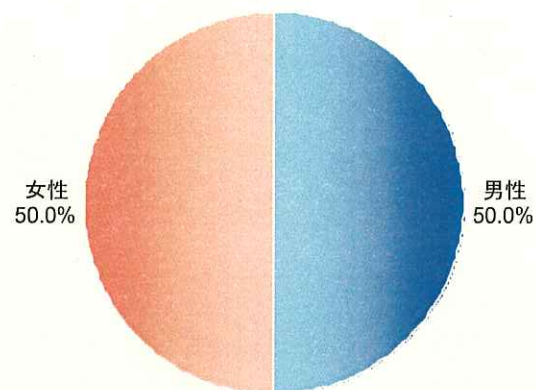
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
男性_20代	14	22	113	55	50	17	9	33
男性_30代	13	20	115	57	50	17	9	30
男性_40代	14	24	107	57	48	18	10	36
男性_50代	15	25	99	57	49	19	11	37
男性_60才以上	15	25	96	58	50	20	11	35
女性_20代	14	22	107	54	53	18	9	37
女性_30代	14	20	110	56	54	17	9	33
女性_40代	15	25	98	55	49	18	11	38
女性_50代	16	24	96	57	51	20	11	37
女性_60才以上	15	26	89	58	50	22	12	39

(人)

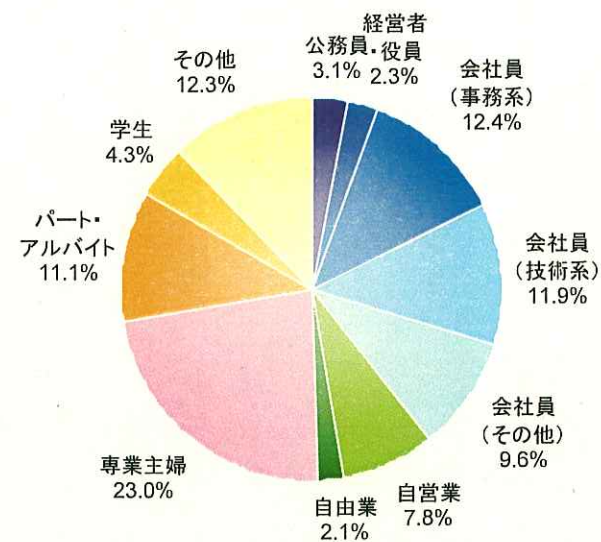
- ・ 調査実施機関 株式会社マクロミル

対象者のプロフィール (n=3,119)

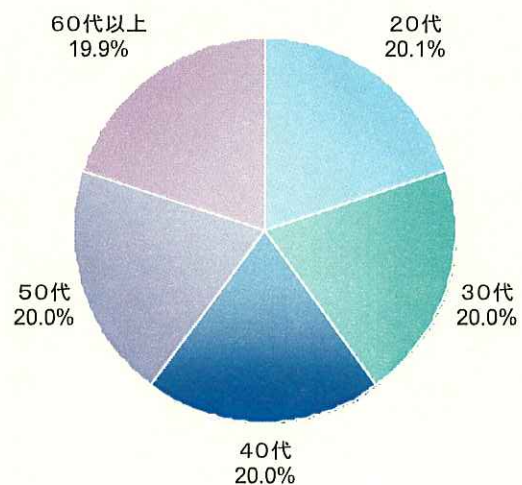
【性別】



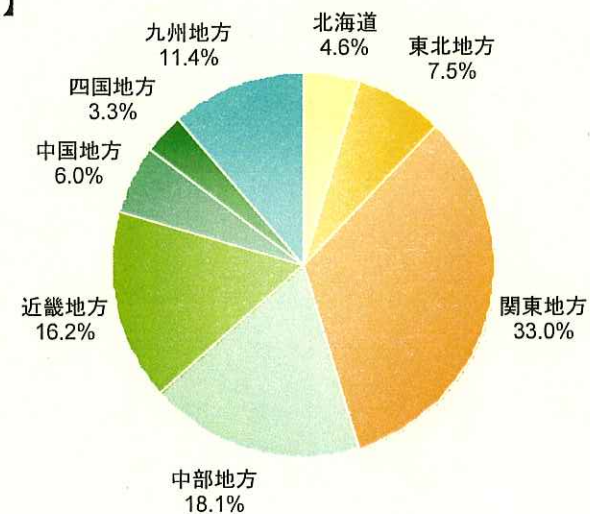
【職業】



【年代】



【居住地】



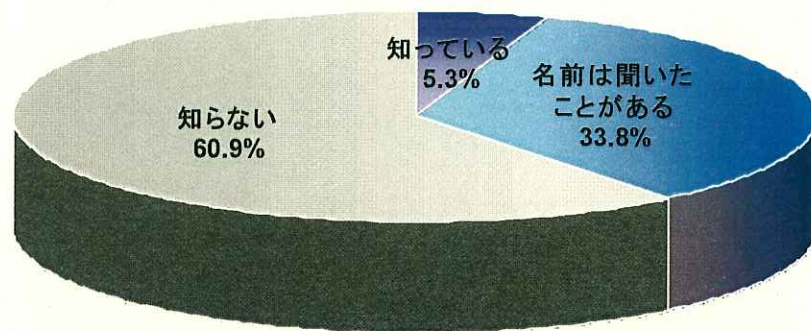
Summary

Summary

【健康被害救済制度 認知率】

単一回答

(n=3,119)



認知計 39.1%

【健康被害救済制度 内容認知】

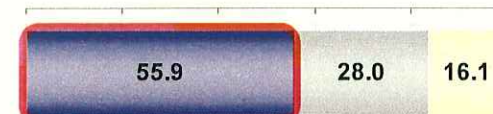
単一回答

(n=1,221)

■ 知っている ■ 知らない ■ 分からない

0% 20% 40% 60% 80% 100%

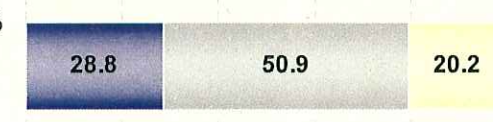
医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である



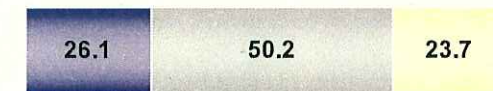
医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う



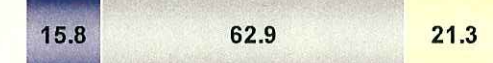
給付の種類にはいくつかの種類がある
(給付の種類: 医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料)



入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う



給付には、種類ごとにそれぞれ請求期限がある



✓健康被害救済制度の認知率は、「知っている」、「名前を聞いたことがある」を合わせると39%。确实認知(「知っている」)は、5%にとどまる。

- 『東北地方』の認知率が約半数と、他のエリアと比べ高いが、确实認知は6%と差は見られない。
- 認知率に男女差は見られないが、确实認知は『男性』がやや高め。
- 男女『60代以上』は、他の年代よりも認知率が高め。

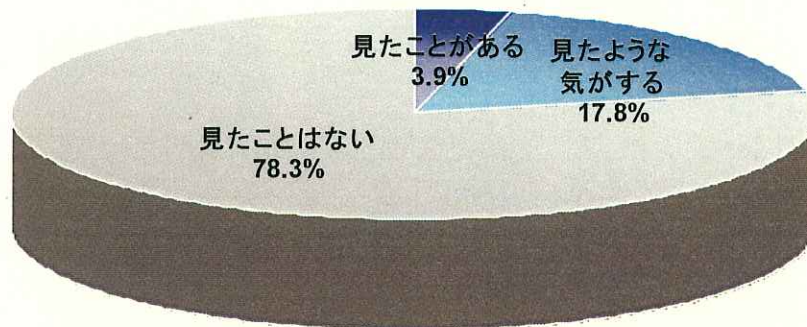
✓健康被害救済制度認知者の認知内容を見ると、「医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である」、「医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う」の認知が過半数となっている。

- 『北海道』は、「給付の種類にはいくつかの種類がある」、「四国地方」では、「給付には、種類ごとにそれぞれ請求期限がある」が他のエリアと比べ高めである。

Summary

【広告 認知率】 単一回答

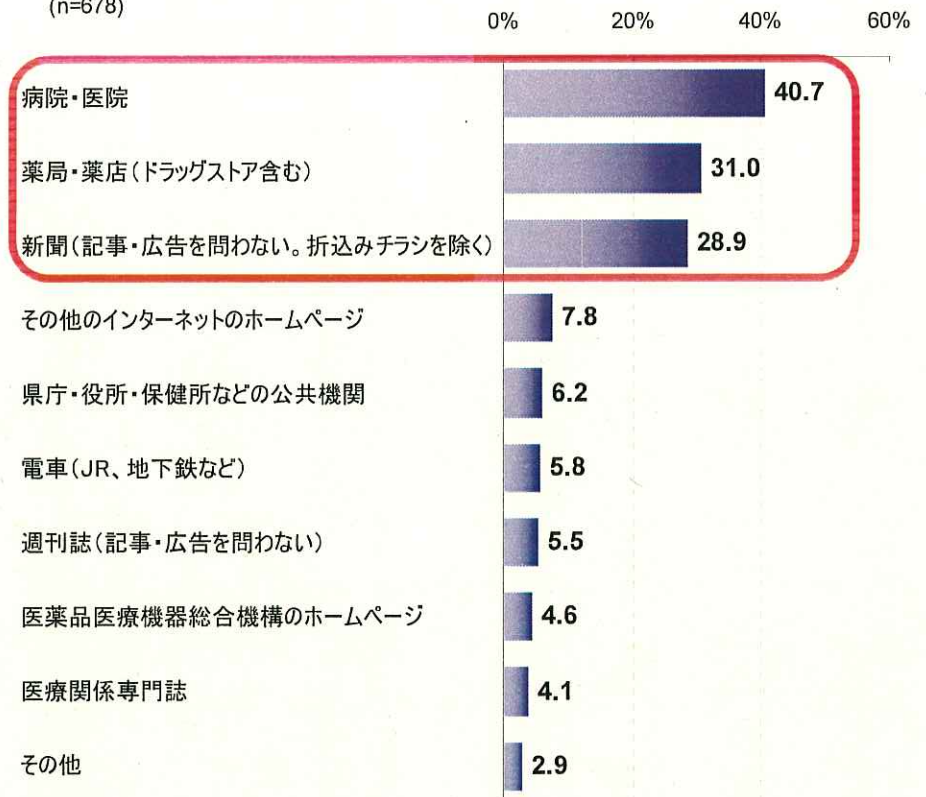
(n=3,119)



見た計 21.7%

【広告 接触媒体】 複数回答

(n=678)



✓ 広告の認知率は、「見たことがある」、「見たような気がする」を合わせると22%。确实認知(「見たことがある」)は5%に満たない。

- ・『東北地方』、『北海道』、『四国地方』、『九州地方』の認知率が、25%前後と高め。
- ・『男性』の認知率が『女性』をやや上回っている。高年齢層の認知率が高めの傾向。

✓ 広告認知者の接触媒体は、「病院・医院」41%がトップ。以下、「薬局・薬店」、「新聞」が3割前後で続き上位を形成している。

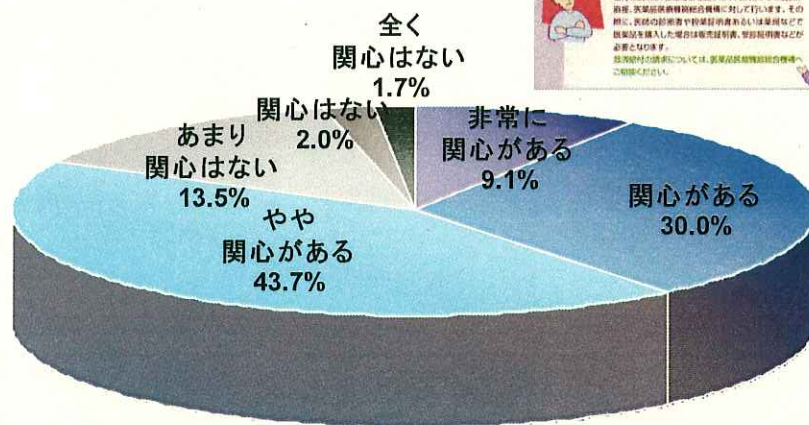
- ・「病院・医院」「薬局・薬店」は男女30代を中心に高め。
- ・「新聞」は、男女とも『60代以上』で高く、『女性60代以上』では接触媒体のトップとなっている。

Summary

【健康被害救済制度 関心度】

単一回答

(n=3,119)



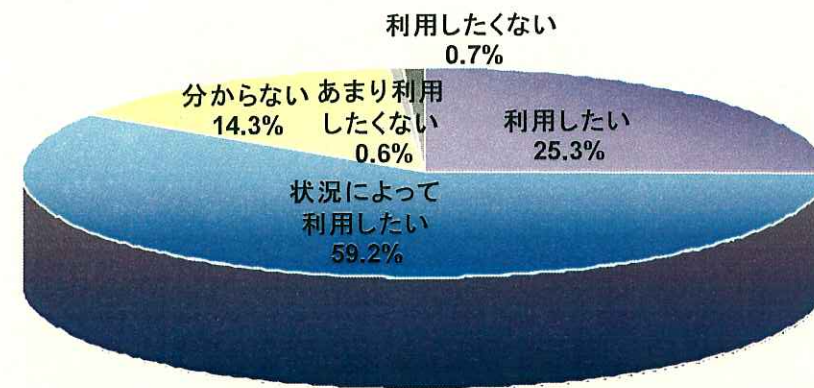
TOP2 39.1%

TOP3 82.8%

【健康被害救済制度 利用意向】

単一回答

(n=3,119)



利用したい計 84.4%

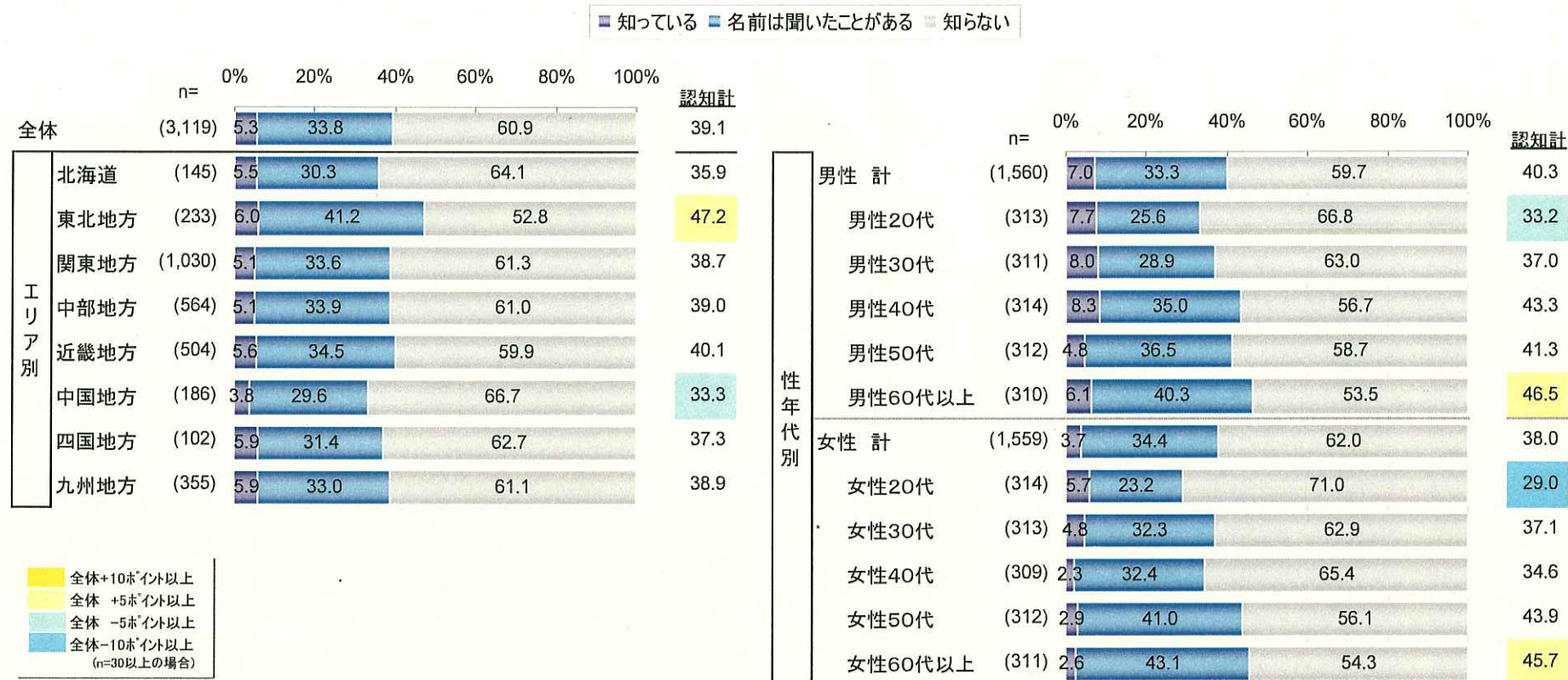
- ✓健康被害救済制度への関心度は、「非常に興味がある」～「やや興味がある」を合わせると83%。
 - エリア別に見ると、いずれの地方も関心度が8割以上となっている。
 - 年代別に見ると、関心の度合いは、『60代以上』で非常に高まり、「非常に興味がある」+「興味がある」で5割前後を占めている。
- ✓健康被害救済制度の今後の利用意向は、「利用したい」、「状況によって利用したい」を合わせると8割以上を占める。
 - 『北海道』の利用意向は8割を下回っている。一方、『近畿地方』は9割近くと高い。
 - 『女性』の利用意向は、全ての年代で85%を超え、『男性』よりも高い。一方、『男性20代』では8割を下回る。

調査結果

1 健康被害救済制度 認知率

単一回答

Q1 あなたは「健康被害救済制度」をご存知ですか。



- 健康被害救済制度の認知率(知っている+聞いたことがある)は、39%。
- 【エリア別】『東北地方』の認知率が47%と高め、一方、『中国地方』では、33%とやや低めである。
- 【性年代別】『男性』は、「知っている」のスコアが高めの傾向。『40代』では、男女差が大きい。男女ともに『60代以上』の認知率が他の年代と比べ高めとなっている。

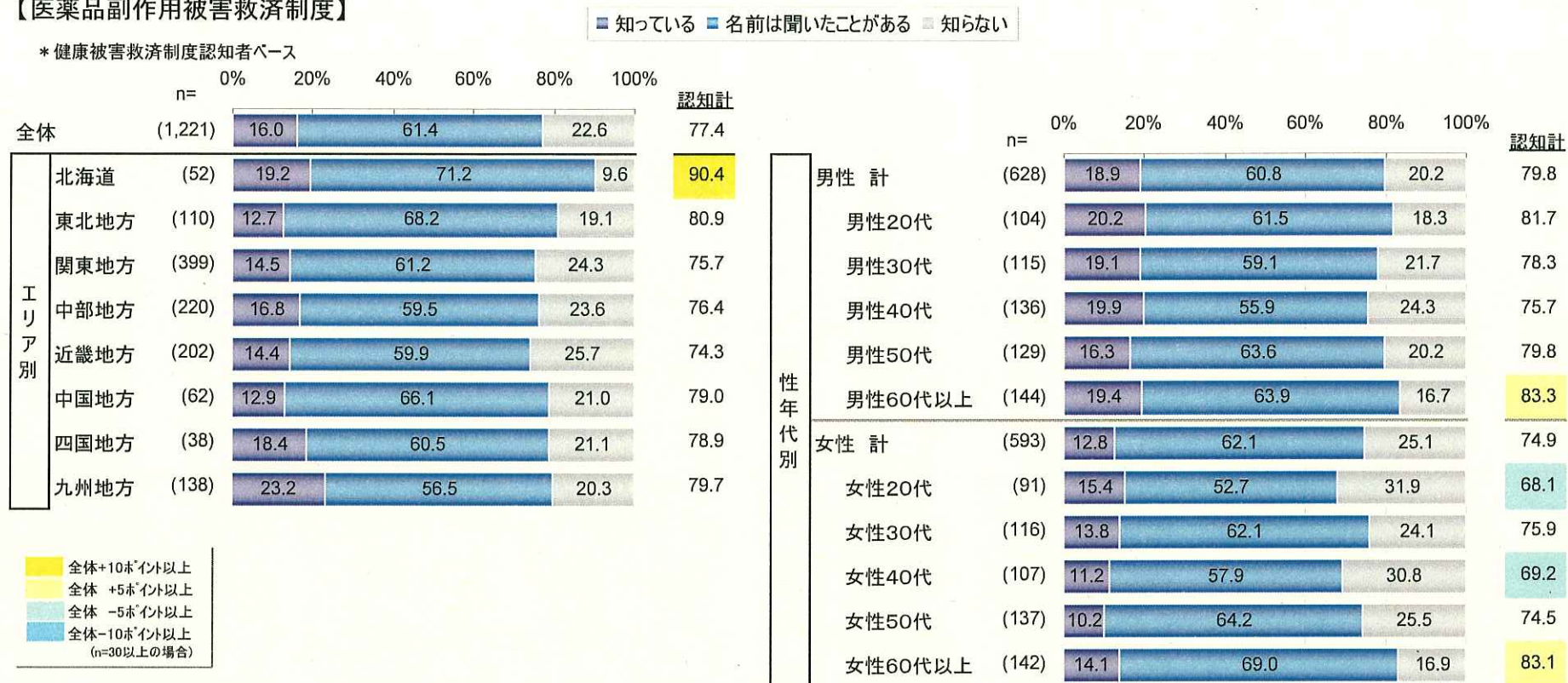
2 医薬品副作用被害救済制度 認知率

単一回答

Q2 あなたは下記に挙げた「健康被害救済制度」をご存知ですか。

【医薬品副作用被害救済制度】

* 健康被害救済制度認知者ベース



・健康被害救済制度認知者のうち、医薬品副作用被害救済制度の認知率(知っている+聞いたことがある)は、77%。

【エリア別】

・『北海道』の認知率がエリア別で唯一9割を上回っている。「知っている」との回答は、『九州地方』が2割強と最も高い。

【性年代別】

・『男性』の認知率が『女性』よりもやや高め。特に、『20代』は男女差が大きい。男女ともに『60代以上』が他の年代と比べ高めとなっている。

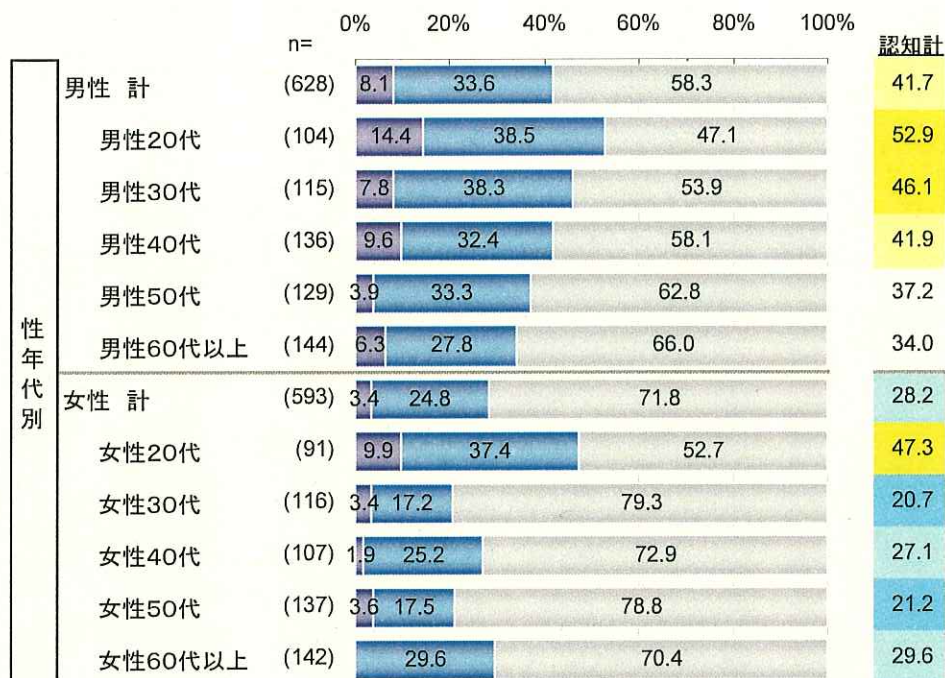
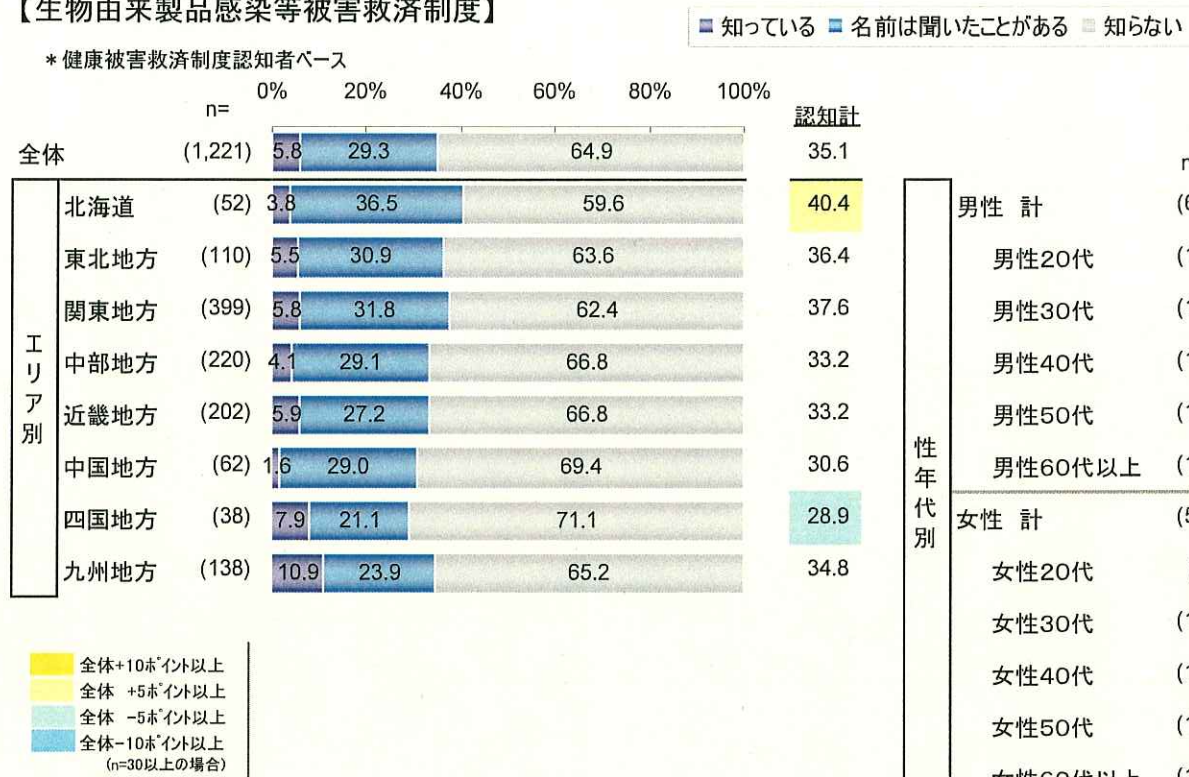
3 生物由来製品感染等被害救済制度 認知率

単一回答

Q2 あなたは下記に挙げた「健康被害救済制度」をご存知ですか。

【生物由来製品感染等被害救済制度】

* 健康被害救済制度認知者ベース



・健康被害救済制度認知者のうち、生物由来製品感染等被害救済制度の認知率(知っている+聞いたことがある)は、35%。

【エリア別】

・『北海道』の認知率が4割を上回り、他のエリアと比べ高めとなっている。

【性年代別】

・『男性』の認知率が『女性』を大きく上回る。男女ともに『20代』が他の年代と比べ高めとなっている。

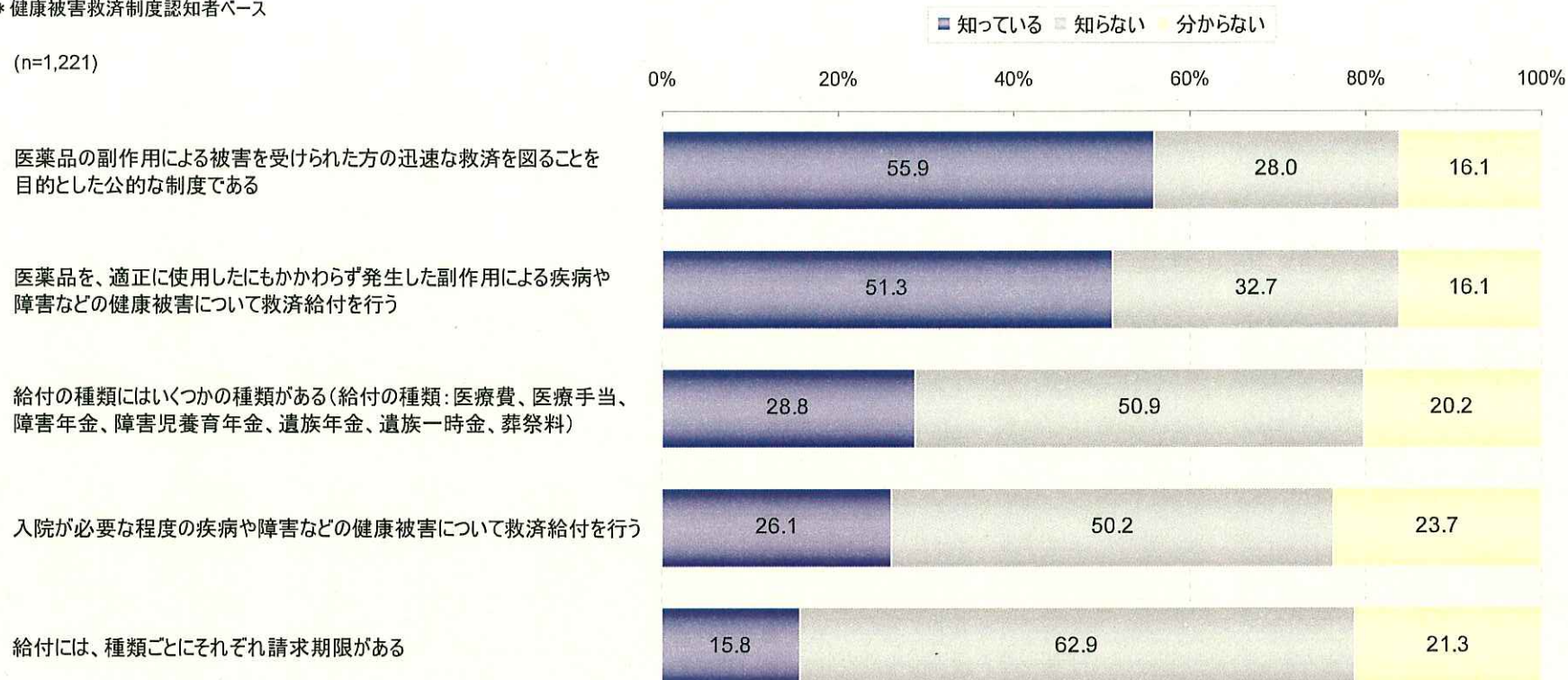
4 健康被害救済制度 内容認知

単一回答

Q3「健康被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

* 健康被害救済制度認知者ベース

(n=1,221)



- 認知率が過半数となった項目は、「医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である」、「医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う」の2項目。

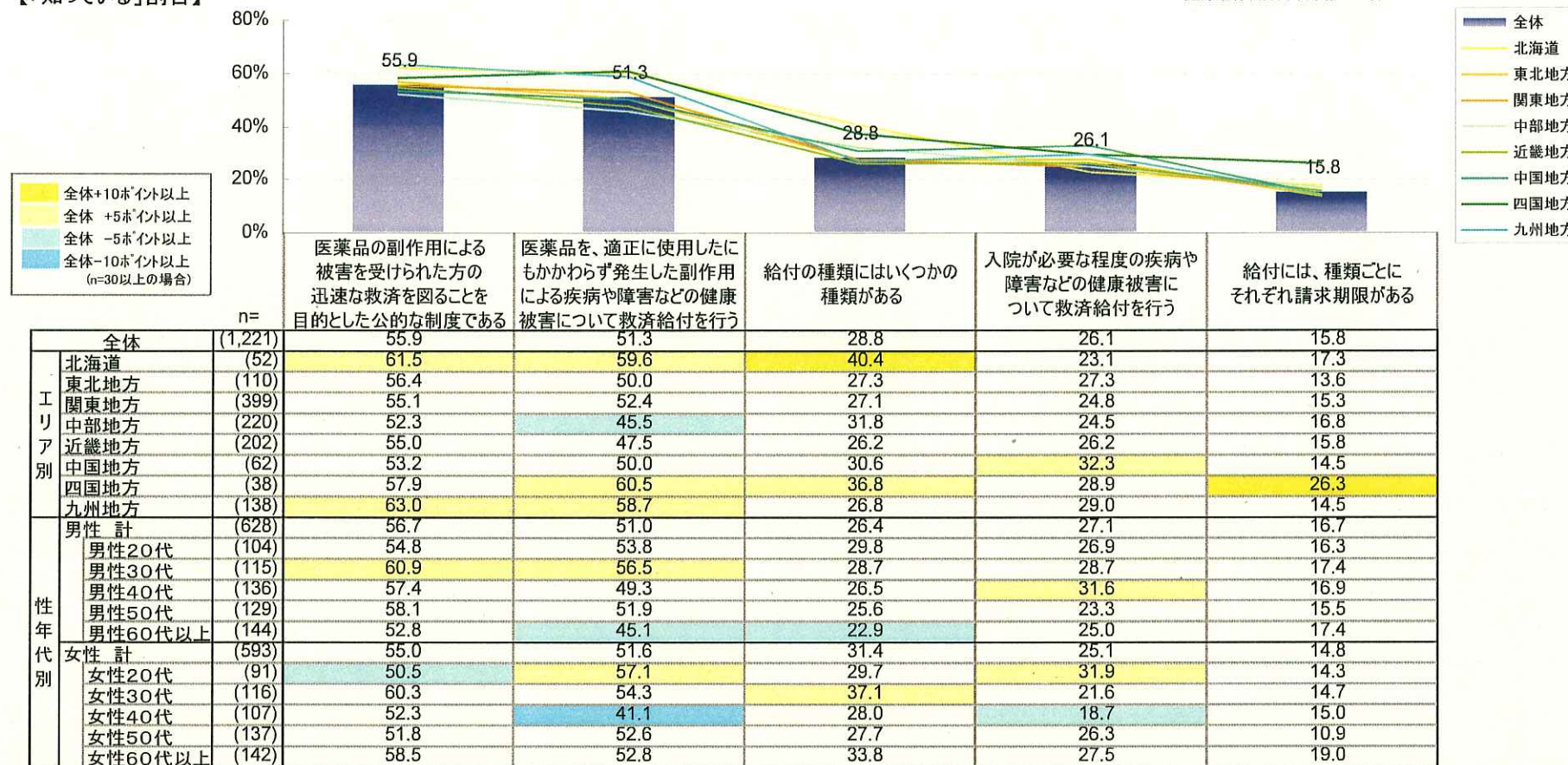
4 健康被害救済制度 内容認知

複数回答

Q3「健康被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

【「知っている」割合】

* 健康被害救済制度認知者ベース



【エリア別】

- 『北海道』『四国地方』『九州地方』は、他エリアと比べて多くの項目で高め。
- 特に、『北海道』は、「給付の種類にはいくつかの種類がある」、『四国地方』では、「給付には、種類ごとにそれぞれ請求期限がある」が他のエリアと比べ高くなっている。

【性年代別】

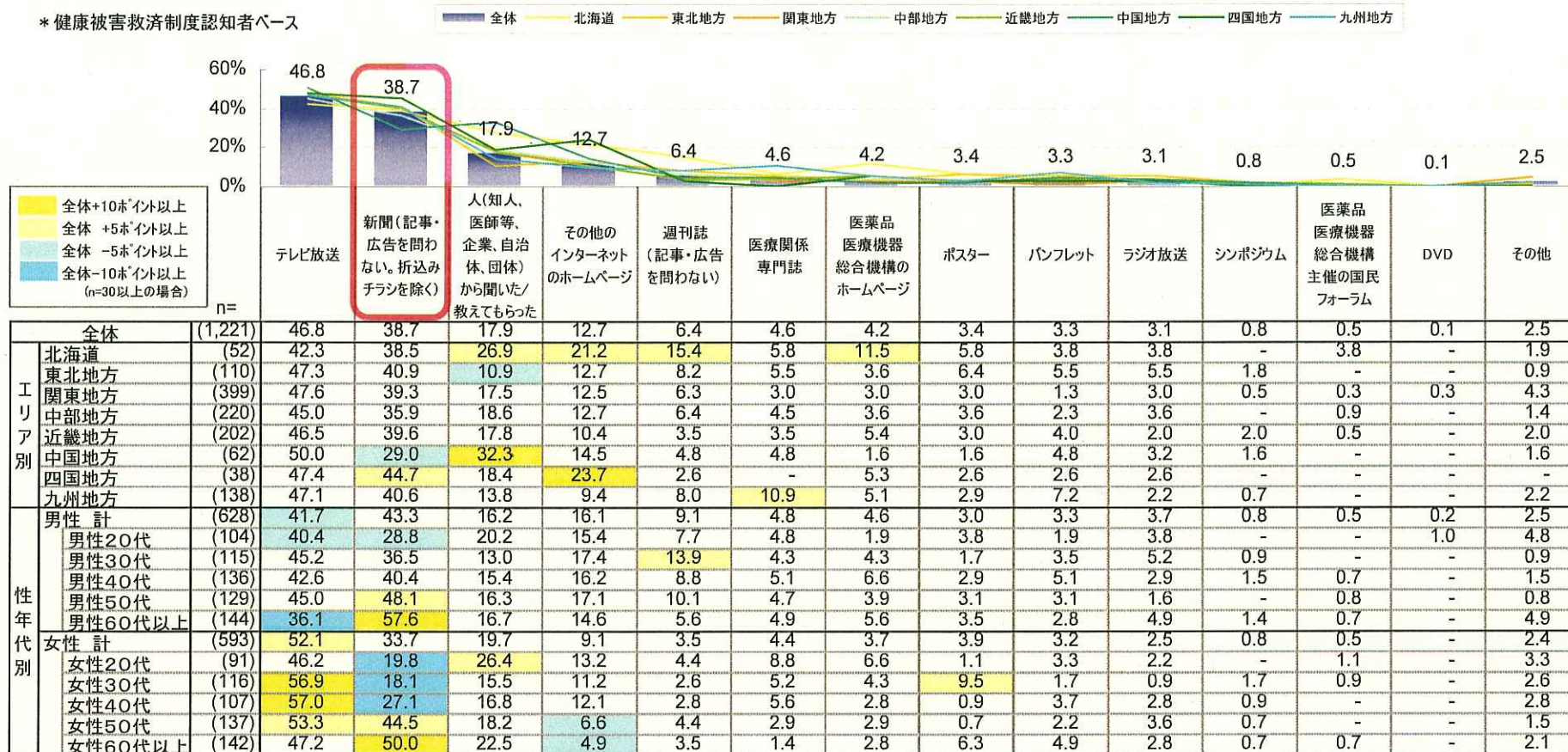
- 「給付の種類にはいくつかの種類がある」で女性が男性よりやや高め。

5 健康被害救済制度 認知経路

複数回答

Q4 あなたは「健康被害救済制度」をどのようにして知りましたか。あてはまるものを全てお選びください。

* 健康被害救済制度認知者ベース



・認知経路は、「新聞」が約4割と高い。以下、「人から教えてもらった」、「その他のインターネットのホームページ」が1割台で続く。

【エリア別】

・『中国地方』では、「人から教えてもらった」が「新聞」をやや上回り、他エリアと傾向が異なる。

【性年代別】

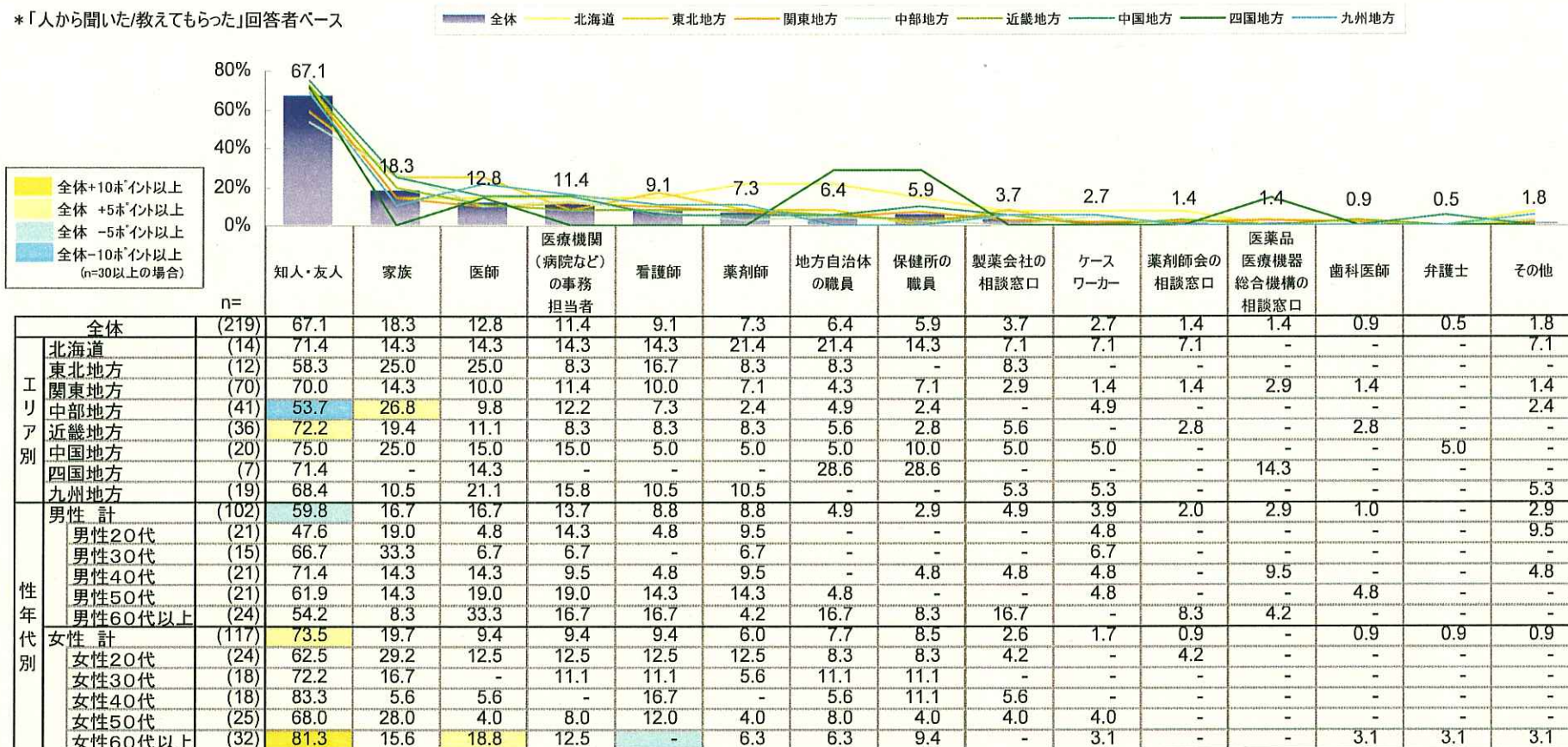
・「新聞」は、『60代以上』の高年齢層で高めとなっている。

6 健康被害救済制度 教えてもらった人

複数回答

Q5 あなたは「健康被害救済制度」について、誰から知りましたか。あてはまるものを全てお選びください。

*「人から聞いた/教えてもらった」回答者ベース



•いずれの層も「知人・友人」が大半を占めている。以下、「家族」、「医師」、「医療機関の事務担当者」などが続く。

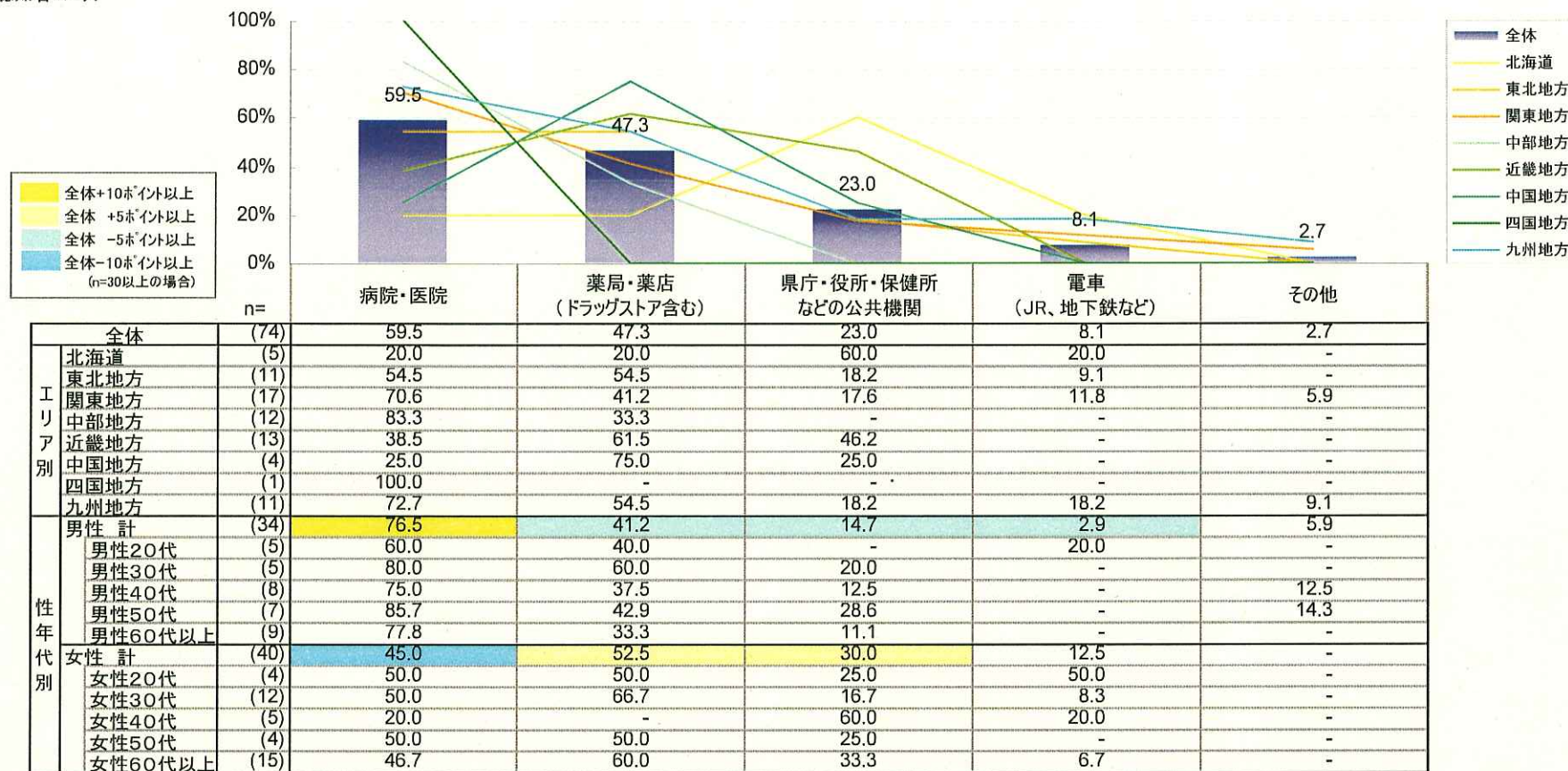
n=30未満は参考値

7 健康被害救済制度 パンフレット・ポスター接触場所

複数回答

Q6 あなたは「健康被害救済制度」のパンフレット、ポスターをどこで見ましたか。あてはまるものを全てお選びください。

* パンフレット・ポスターによる
認知者ベース



• 主な接触場所は、「病院・医院」、「薬局・薬店」となっている。

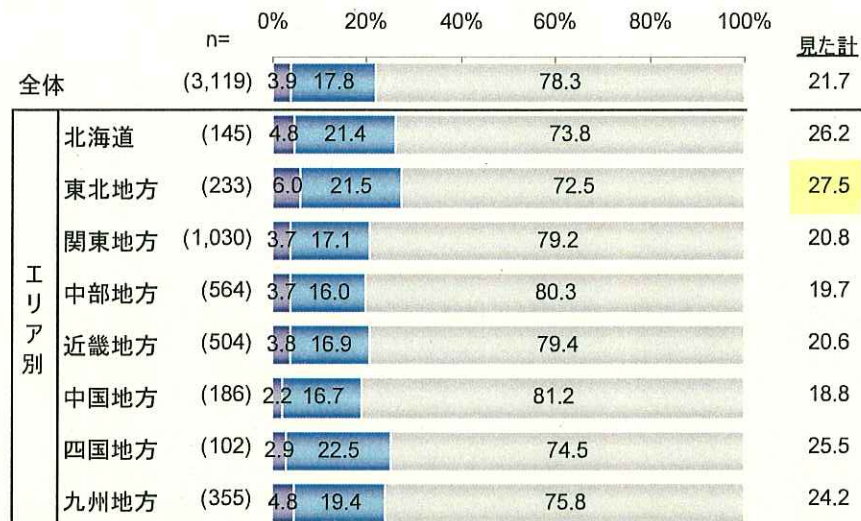
n=30未満は参考値

8 広告の認知率

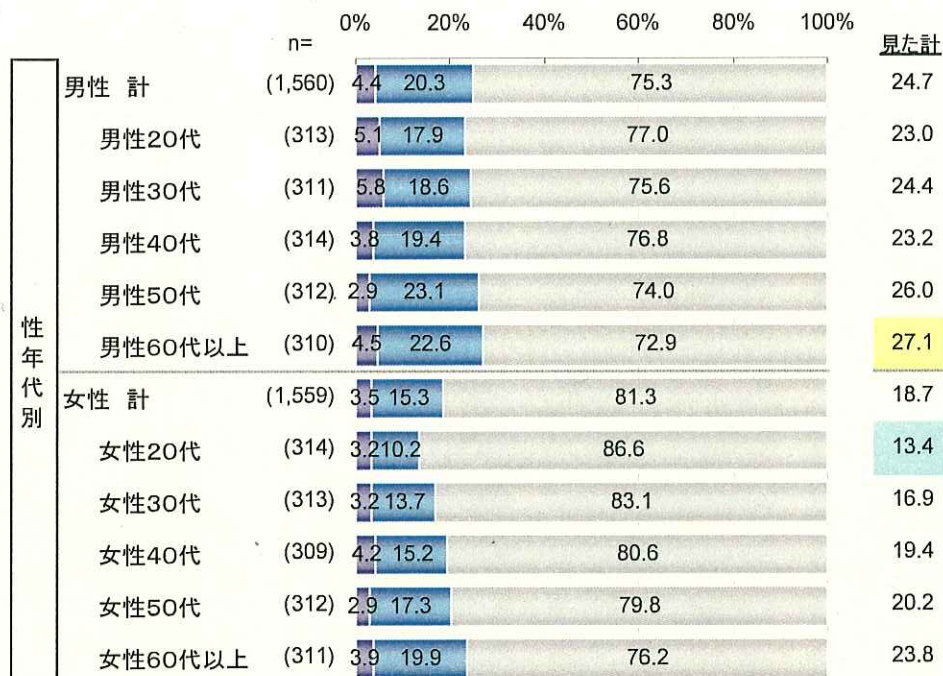
単一回答

Q7 画像をご覧になってからお答えください。あなたは、この広告を見たことがありますか。

■ 見たことがある ■ 見たような気がする ■ 見たことはない



■ 全体+10ポイント以上
 ■ 全体 +5ポイント以上
 ■ 全体 -5ポイント以上
 ■ 全体-10ポイント以上
 (n=30以上の場合)



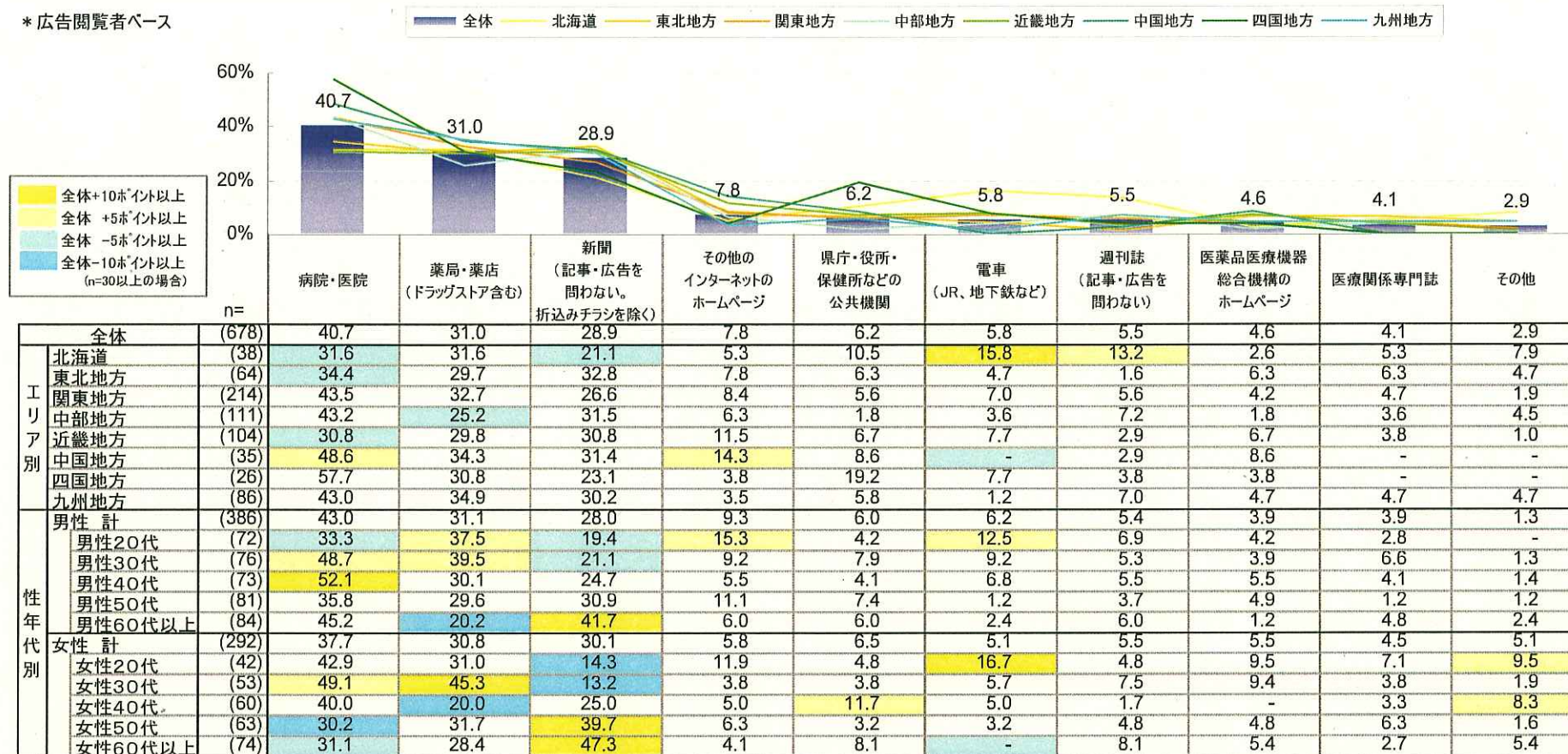
- 広告の認知率(見たことがある+見たような)は、2割強。
- 【エリア別】
- 『東北地方』、『北海道』、『四国地方』、『九州地方』の認知率が、25%前後と高め。
- 【性年代別】
- 『男性』の認知率が『女性』をやや上回っている。高年齢層の認知率が高めの傾向。

9 広告の接触媒体

複数回答

Q8 あなたは、どこでこの広告を見ましたか。あてはまるものを全てお選びください。

* 広告閲覧者ベース



・広告に接触した媒体は、「病院・医院」41%がトップ。以下、「薬局・薬店」、「新聞」が3割前後で続く。

【エリア別】

・『北海道』では、「電車」、「週刊誌」が他のエリアよりも高め。『中国地方』は、「病院・医院」「その他インターネットのホームページ」で他エリアと比べて高め。

【性年代別】

・「病院・医院」「薬局・薬店」は男女30代を中心に高め。

・「新聞」は、男女とも『60代以上』で高く、『女性60代以上』では接触媒体のトップとなっている。

10 健康被害救済制度 関心度

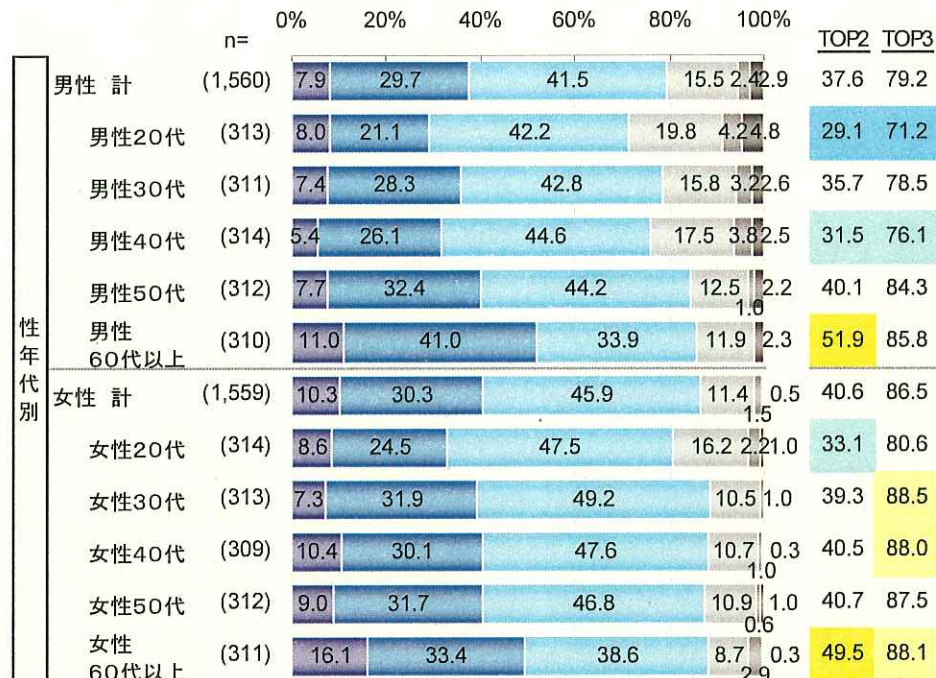
単一回答

Q9 上記の画像をよくお読みになってからお答えください。あなたは「健康被害救済制度」について、どの程度関心がありますか。

■ 非常に関心がある ■ 関心がある ■ やや関心がある ■ あまり関心はない ■ 関心はない ■ 全く関心はない



全体+10ポイント以上
全体 +5ポイント以上
全体 -5ポイント以上
全体-10ポイント以上
(n=30以上の場合)



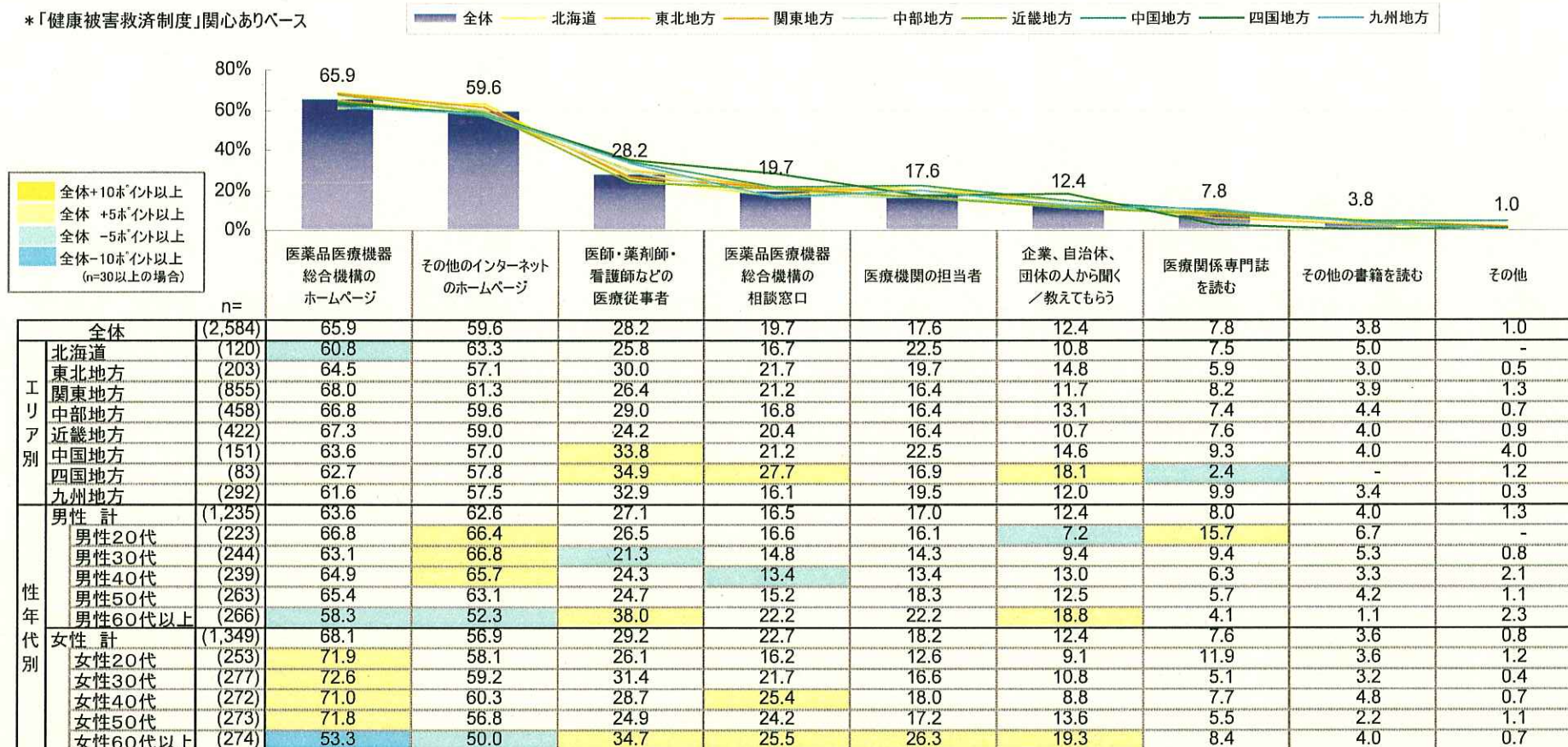
- ・関心度TOP3(非常に関心がある、関心がある、やや関心がある)は、8割を超える。
- 【エリア別】
- ・いずれのエリアも関心度が8割以上となっている。
- 【性年代別】
- ・関心度TOP3で見ると、女性のほうが男性に比べて関心が高く、女性30代以上はいずれの年代も9割弱と高い水準。
- ・『60代以上』は、「非常に関心がある」+「関心がある」で5割前後と非常に高い。

11 健康被害救済制度 情報収集の方法

複数回答

Q10 あなたが「健康被害救済制度」について情報を収集する場合、どのような方法で情報を入手しますか。あてはまるものを全てお選びください。

*「健康被害救済制度」関心ありベース

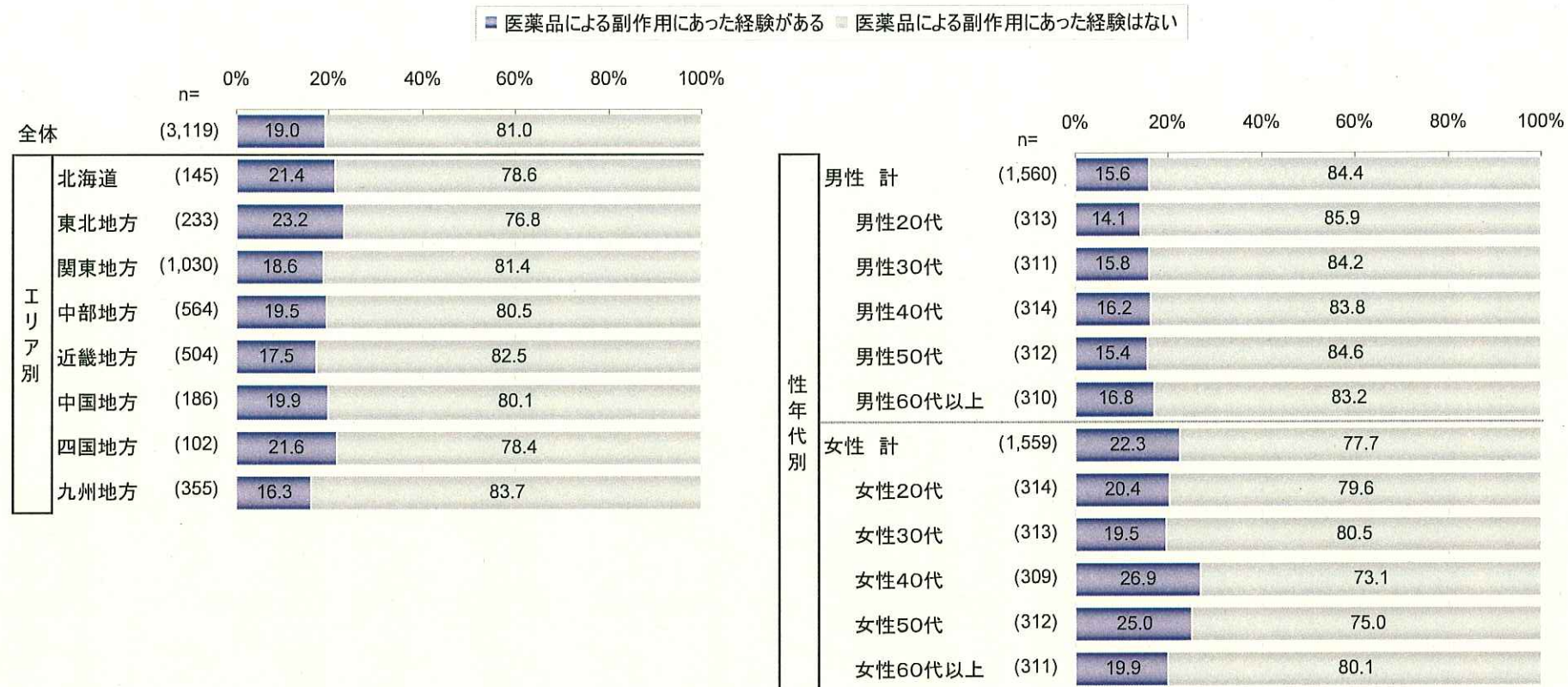


- ・情報収集の方法として、「医薬品医療機器総合機構のホームページ」、「その他のインターネットのホームページ」が6割前後と上位を占める。
- 【エリア別】
- ・『四国地方』は、「医師・薬剤師・看護師などの医療従事者」「医薬品医療機器総合機構の相談窓口」といった項目が他のエリアと比べ高め。
- 【性年代別】
- ・『女性』は、「医薬品医療機器総合機構のホームページ」、『男性』は、「その他のインターネットのホームページ」がそれぞれ高め。
- ・『60代以上』は、「医薬品医療機器総合機構のホームページ」、「その他のインターネットのホームページ」以外の人を介した情報収集に関する項目が特徴的に高くなっている。

12 副作用の経験

単一回答

Q11 あなたは、これまでに医薬品による副作用にあった経験はありますか。



・医薬品による副作用の経験が「ある」との回答は全体の2割弱。

【エリア別】

・いずれのエリアも2割前後の人が副作用を経験している。

【性年代別】

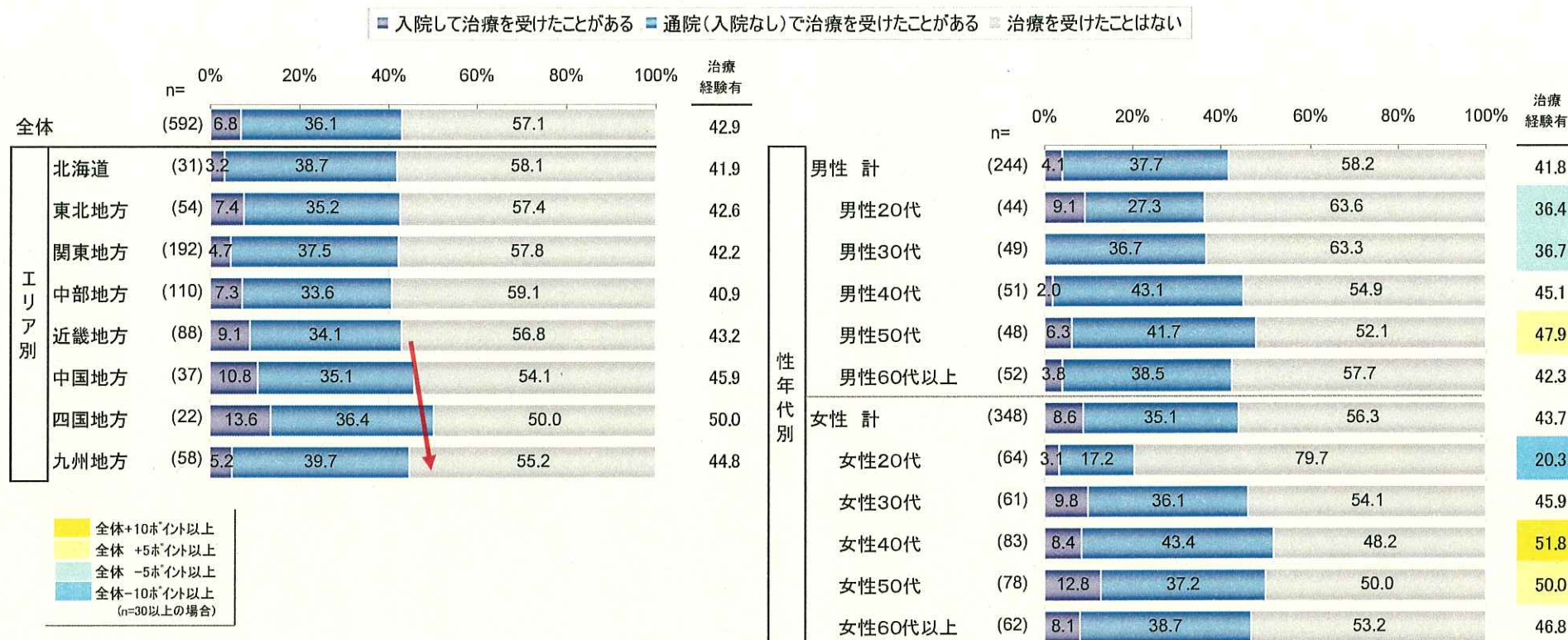
・『女性』の方が副作用の経験が高く、『女性40代』では27%にのぼる。

13 副作用で治療を受けた経験

単一回答

Q12 あなたが医薬品による副作用にあった際に、医療機関で治療を受けたことがありますか。

* 医薬品による副作用経験ありベース



・医薬品による副作用で治療を受けた経験が「ある」との回答は全体の4割強。その大半は通院治療となっている。

【エリア別】

・『近畿地方』以西の治療経験が高め。

【性年代別】

・男女とも『40代』、『50代』が治療経験のピークとなっている。一方、『20代』の経験は男女とも最も低くなっている。

n=30未満は参考値

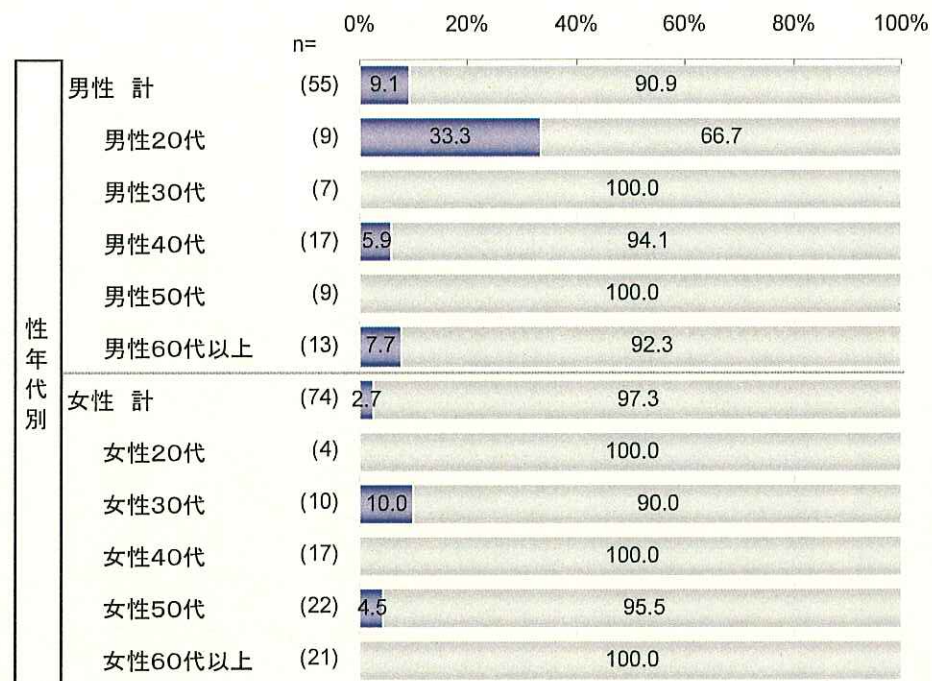
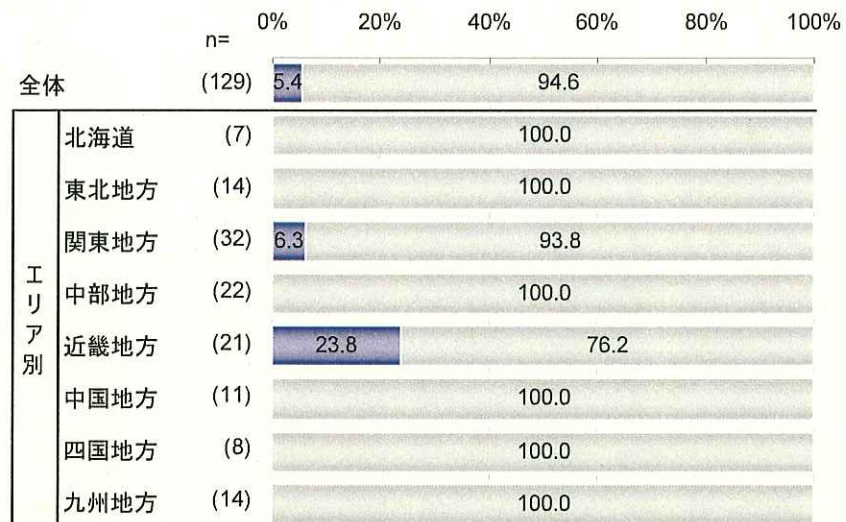
14 健康被害救済制度を利用した経験

単一回答

Q13 あなたは医薬品の副作用の治療を受けた際に、健康被害救済制度を利用したことがありますか。

* 医薬品による副作用経験あり、かつ医療機関での治療経験ありベース

■ 利用したことがある □ 利用したことはない



• 健康被害救済制度の利用経験は5%。

【エリア別】

• 『近畿地方』利用経験が高め。

【性年代別】

• 『男性』の方が利用経験がやや高め。

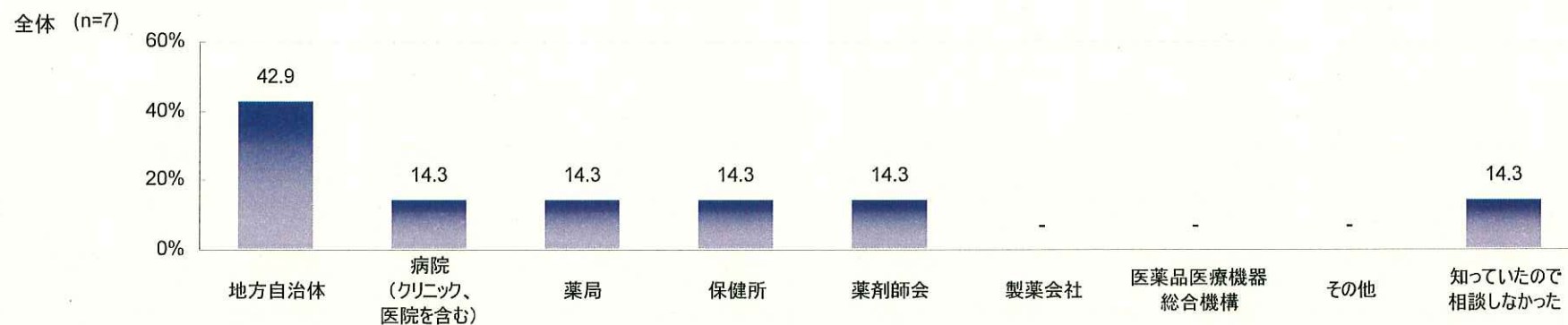
n=30未満は参考値

15 健康被害救済制度利用時の相談先

複数回答

Q14「健康被害救済制度」を利用した際、どこに相談しましたか。あてはまるものを全てお選びください。

* 健康被害救済制度利用経験ありベース



• 相談先は、7人中3人が「地方自治体」と回答している。

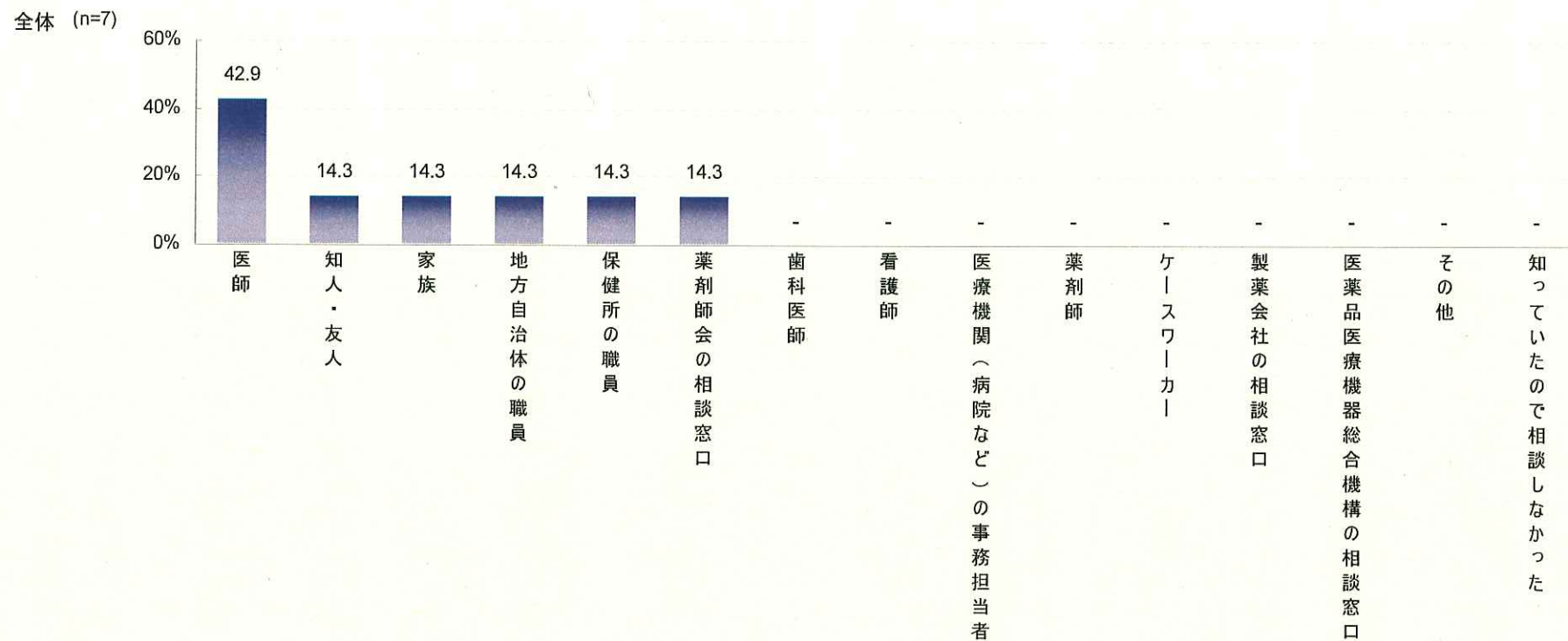
n=30未満は参考値

16 健康被害救済制度利用時の相談相手

複数回答

Q15「健康被害救済制度」を利用した際に、誰かに相談されましたか。当てはまるものを全てお選びください。

* 健康被害救済制度利用経験ありベース



• 利用時の相談相手は、7人中3人が「医師」と回答している。

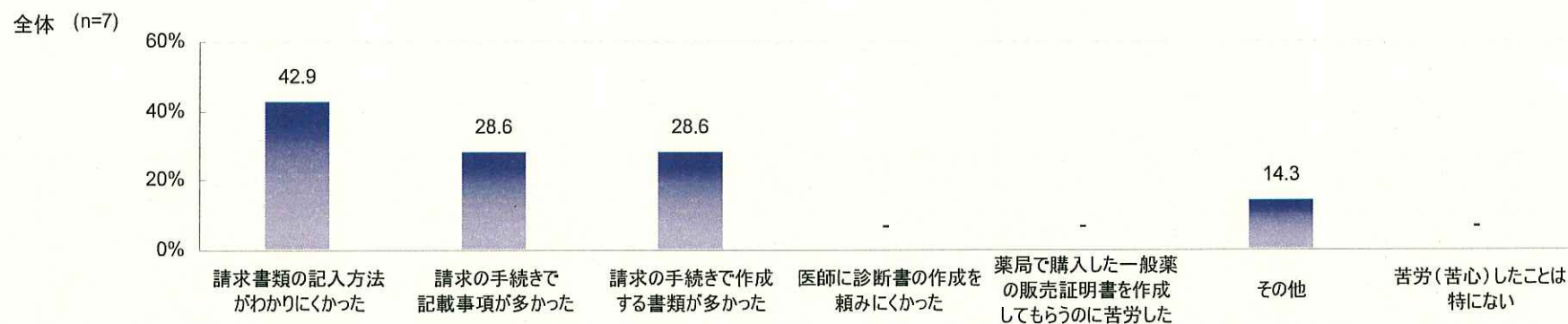
n=30未満は参考値

17 健康被害救済制度利用時に苦労した事柄

複数回答

Q16「健康被害救済制度」を利用したときに一番苦労(苦心)したことについて、あてはまるものを全てお選びください。

* 健康被害救済制度利用経験ありベース



- 利用時に苦労した事柄は、7人中3人が、「請求書類の記入方法がわかりにくかった」、2人が「請求の手続きで記載事項が多かった」、「請求の手続きで作成する書類が多かった」を挙げている。

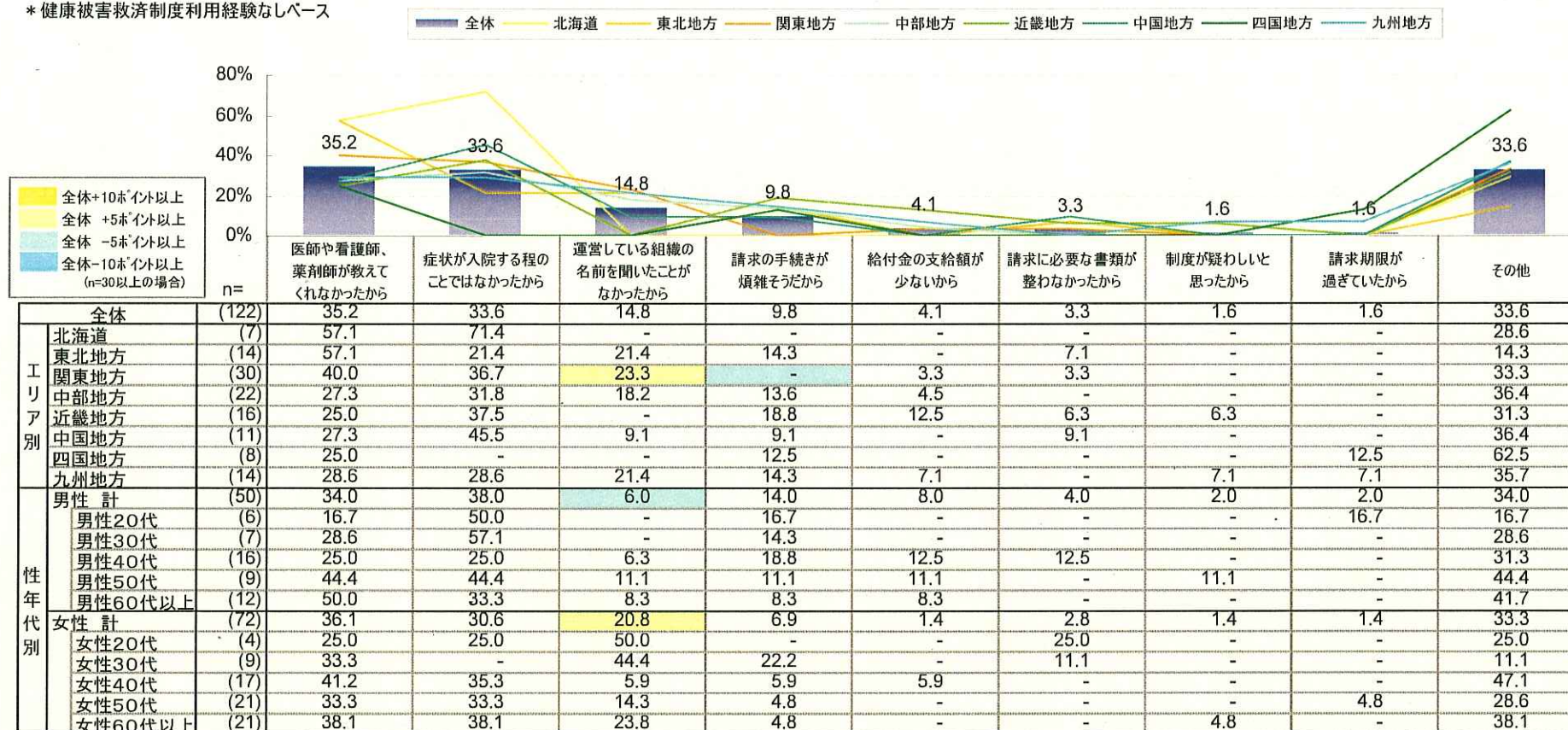
n=30未満は参考値

18 健康被害救済制度を利用しなかった理由

複数回答

Q17「健康被害救済制度」を利用しなかった理由について、あてはまるものを全てお選びください。

* 健康被害救済制度利用経験なしベース



- ・利用しなかった理由として、「医師や看護師、薬剤師が教えてくれなかったから」、「症状が入院する程のことではなかったから」が3割強で上位となっている。「その他」では、「(当時)制度を知らなかった」、「(当時)制度がなかった」などの意見が挙がっている。

【エリア別】

- ・『関東地方』は、「運営している組織の名前を聞いたことがなかったから」が高め。

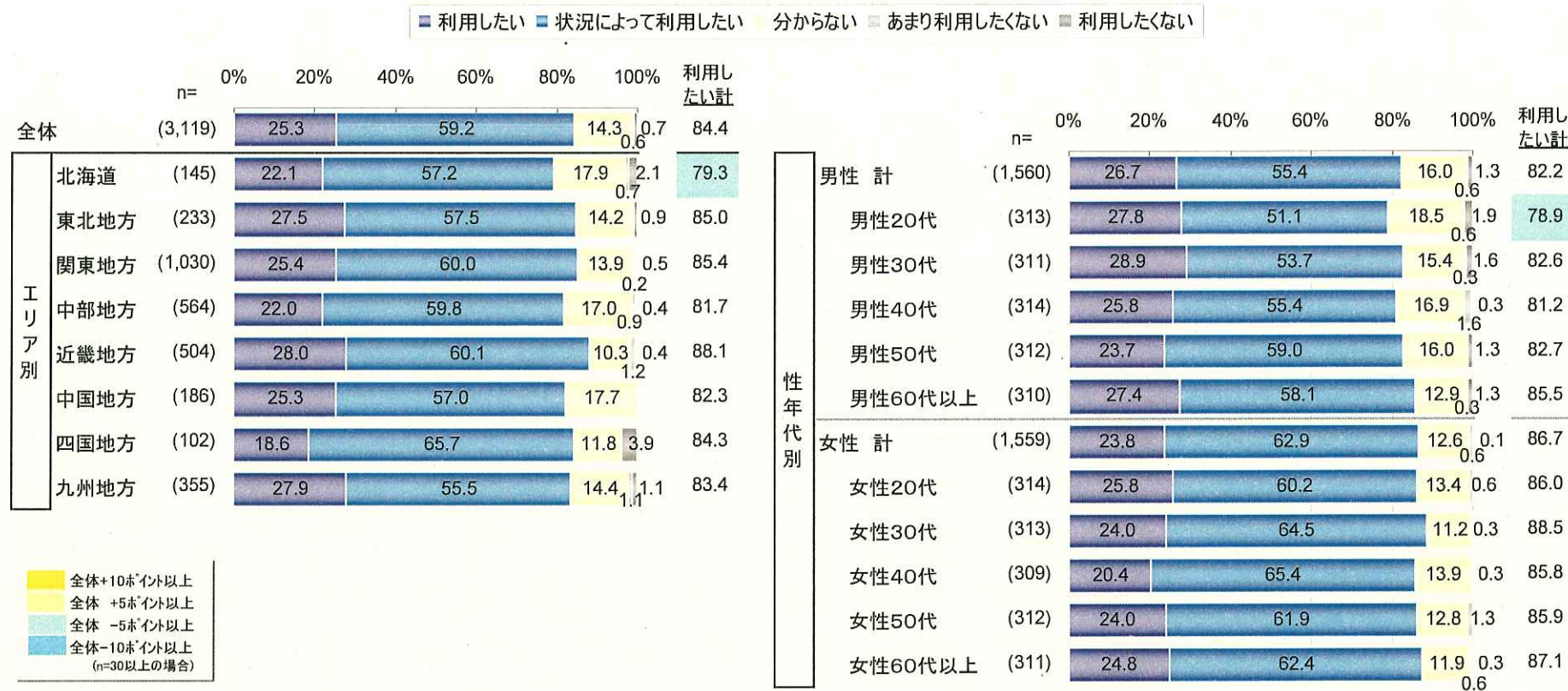
【性年代別】

- ・「運営している組織の名前を聞いたことがなかったから」は、男女差が大きい。

19 健康被害救済制度 今後の利用意向

単一回答

Q18 今後、あなたが医薬品の副作用にあった場合、「健康被害救済制度」をご利用したいと思いますか。



・今後の利用意向(利用したい+状況によって利用したい)は、8割を上回っている。

【エリア別】

・『北海道』の利用意向は8割を下回る一方、『近畿地方』は9割近くと高い。

【性別別】

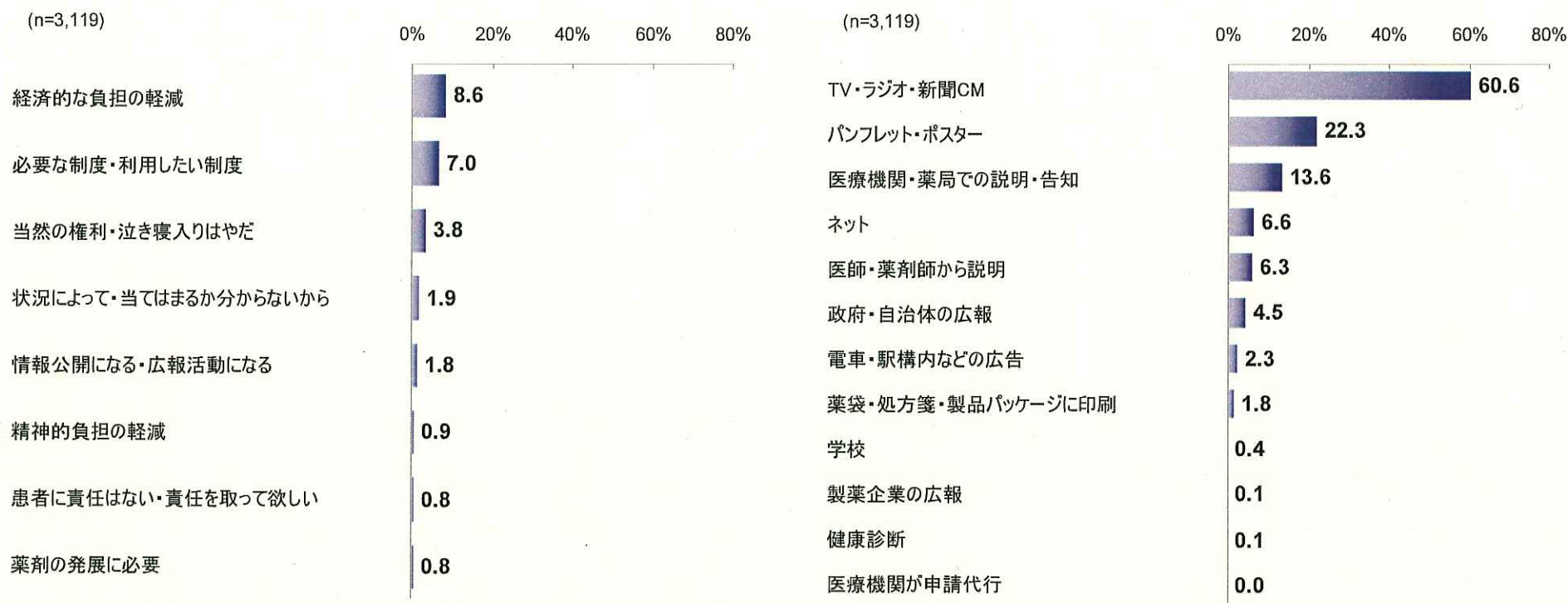
・『女性』の利用意向は、全ての年代で85%以上と高め。一方、『男性20代』は8割を下回っている。

20 健康被害救済制度 利用意向の理由・有効な周知の方法<自由回答>

複数回答

Q19 今後、あなたが医薬品の副作用にあった場合、「健康被害救済制度」の利用について【Q18の選択内容】と回答されましたが、その理由を具体的にお教えください。

Q20 「健康被害救済制度」を広く皆様に知っていただくためには、どのような方法が有効だと思いますか。忌憚のないご意見をご記入ください。



- ・利用意向の理由として、「経済的な負担の軽減」、「必要な制度・利用したい制度」などの意見が多く挙げられている。
- ・周知の方法として、「TV・ラジオ・新聞CM」が6割以上と突出している。以下、「パンフレット・ポスター」、「医療機関・薬局での説明・告知」が続く。

付録：調査票

くすりに関する調査

下記アンケートにご協力をお願いいたします。

本アンケート内では「Acrobat Reader」が必要となっております。
 Acrobat Readerをお持ちでない方はこちらよりダウンロードしてください。【無料】
 Acrobat Readerを利用して表示される画面は押印によって表示まで
 にお時間がかかる場合がございますのでご注意ください。

当アンケートの回答者の皆様へお願い

マイクロモニタの筐体にはモニタ用として「開函についての手帳帳簿」の貼紙をお願いしています。
 当アンケートの内容および当アンケートで知得た情報については、決して第三者に口外しないよう（掲示板やホームページへの書き込みを含む）、ご協力をお願いします。

Q1 あなたは「健康被害救済制度」をご存知ですか。
 【必須入力】

1 知っている	2 名前が聞いたことがある	3 知らない
☐	☐	☐

ここでご変更

Q2 あなたは下記に挙げた「健康被害救済制度」をご存知ですか。
 【必須入力】

	1 知っている	2 名前が聞いたことがある	3 知らない
1. 医薬品の副作用による被害救済制度	☐	☐	☐
2. 生物由来製品感染被害救済制度	☐	☐	☐

ここでご変更

Q3 「健康被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。
 【必須入力】

	1 知悉している	2 知らない	3 分からない
1. 医薬品の副作用による被害を受けた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である	☐	☐	☐
2. 医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う	☐	☐	☐
3. 入院が必要程度の疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う	☐	☐	☐
4. 給付の種類・額・いついつかの種類がある（給付の種類:医療費、医療手当、障害年金、障害児童育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料）	☐	☐	☐
5. 給付額は、種類ごとにそれぞれ請求期限がある	☐	☐	☐

ここでご変更

Q4 あなたは「健康被害救済制度」をどのようにして知りましたか。
 あてはまるものを全てお選びください。
 【必須入力】

- ☐ 1. テレビ放送
- ☐ 2. ラジオ放送
- ☐ 3. 新聞(記事・広告を問わず) 折込みチラシを除く
- ☐ 4. 週刊誌(記事・広告を問わず)
- ☐ 5. 医療関係専門誌
- ☐ 6. シンポジウム
- ☐ 7. 医薬品医療機器総合機構主催の国民フォーラム
- ☐ 8. 医薬品医療機器総合機構のホームページ
- ☐ 9. その他のインターネットのホームページ
- ☐ 10. 人知入、医師等、企業、自治体、団体から聞いた/教えてもらった
- ☐ 11. パンフレット
- ☐ 12. ポスター
- ☐ 13. DVD
- ☐ 14. その他

ここでご変更

Q4で「健康被害救済制度」について、人知入、医師等、企業、自治体、団体から聞いた/教えてもらったとお答えの方にお聞きします。

Q5 あなたは「健康被害救済制度」について、誰から知りましたか。
 あてはまるものを全てお選びください。
 【必須入力】

- ☐ 1. 知人・友人
- ☐ 2. 家族
- ☐ 3. 医師
- ☐ 4. 歯科医師
- ☐ 5. 看護師
- ☐ 6. 医療機関(病院など)の事務担当者
- ☐ 7. 薬剤師
- ☐ 8. ケースワーカー
- ☐ 9. 地方自治体の職員
- ☐ 10. 保健所の職員
- ☐ 11. 弁護士
- ☐ 12. 薬剤師会の相談窓口
- ☐ 13. 製薬会社の相談窓口
- ☐ 14. 医薬品医療機器総合機構の相談窓口
- ☐ 15. その他

ここでご変更

Q4で「健康被害救済制度」について、パンフレット または ポスターで知ったとお答えの方にお聞きします。

Q6 あなたは「健康被害救済制度」のパンフレット、ポスターをどこで見ましたか。
 あてはまるものを全てお選びください。
 【必須入力】

- ☐ 1. 電車(JR、地下鉄など)
- ☐ 2. 薬局・薬店(ドラッグストア含む)
- ☐ 3. 病院・医院
- ☐ 4. 県庁・役所・保健所などの公共機関
- ☐ 5. その他

.....< ここて改ページ

▼ 以下のボタンをクリックすると別画面で画像表示されます。 ▼
必ずクリックして、別画面に表示される画像全体をよくご覧ください。

 画像表示

Q7 上記画像をご覧になってからお答えください。
あなたは、この広告を見たことがありますか。
【必須入力】

1 見たことがある	2 見たような気がする	3 見たことはない
☐	☐	☐

.....< ここて改ページ

▼ 以下のボタンをクリックすると別画面で画像表示されます。 ▼
別画面に表示される画像全体をよくご覧ください。

 画像表示

Q8 あなたは、どこでこの広告を見ましたか。
あてはまるものを全てお選びください。
【必須入力】

- ☐ 1. 新聞(記事・広告を問わない。折込みチラシを除く)
- ☐ 2. 週刊誌(記事・広告を問わない)
- ☐ 3. 医療関係専門誌
- ☐ 4. 医薬品医療機器総合機構のホームページ
- ☐ 5. その他のインターネットのホームページ
- ☐ 6. 電報(JR、地下鉄など)
- ☐ 7. 薬局・薬店(ドラッグストア含む)
- ☐ 8. 病院・医院
- ☐ 9. 県庁・役所・保健所などの公共機関
- ☐ 10. その他

.....< ここて改ページ

▼ 以下のボタンをクリックすると別画面で画像表示されます。 ▼
必ずクリックして、別画面に表示される画像全体をよくご覧ください。

 画像表示

Q9 上記の画像をよくお読みになってからお答えください。
あなたは「健康被害救済制度」について、どの程度関心がありますか。
【必須入力】

1 非常に関心がある	2 関心がある	3 やや関心がある	4 あまり関心はない	5 関心はない	6 全く関心はない
☐	☐	☐	☐	☐	☐



http://www.pmda.go.jp | 医薬品医療機器総合機構 0120-149-931

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 PMDA

医薬品副作用被害救済制度

この制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第102号)に基づいた公的な制度です。

どのような制度なのですか?

病院・診療所で投与された医薬品、薬局などで購入した医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により、入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害を受けた方に対して救済給付を行う公的な制度です。昭和55年5月1日以降に使用した医薬品により発生した副作用による健康被害が救済の対象となります。

救済給付の請求はどのようにしたらいいのでしょうか?

給付の請求は、健康被害を受けた本人またはその遺族が直接、医薬品医療機器総合機構に対して行います。その際に、医師の診断書や投薬証明書あるいは薬局などで医薬品を購入した場合は販売証明書、受診証明書などが必要となります。救済給付の請求については、医薬品医療機器総合機構へご相談ください。

.....< ところで改ページ

09で、「健康被害救済制度」について、【Q9の選択内容】とお答えの方にお聞きます。

Q10 あなたが「健康被害救済制度」について情報を収集する場合、どのような方法で情報を入手しますか。
あてはまるものを全てお選びください。

【必須入力】

- ☐ 1. 医療関係専門誌を読む
☐ 2. その他の書籍を読む
☐ 3. 医薬品医療機器総合機構のホームページ
☐ 4. 医薬品医療機器総合機構の相談窓口
☐ 5. その他のインターネットのホームページ
☐ 6. 医師・薬剤師・看護師などの医療従事者
☐ 7. 医療機関の担当者
☐ 8. 企業、自治体、団体の人から聞く/教えてもらう
☐ 9. その他

.....< ところで改ページ

Q11 あなたは、これまでに医薬品による副作用にあった経験がありますか。
【必須入力】

- ☐ 1. 医薬品による副作用にあった経験がある
☐ 2. 医薬品による副作用にあった経験はない

.....< ところで改ページ

Q12 あなたが医薬品による副作用にあった際に、医療機関で治療を受けたことがありますか。
【必須入力】

- ☐ 1. 入院して治療を受けたことがある
☐ 2. 通院（入院なし）で治療を受けたことがある
☐ 3. 治療を受けたことはない

.....< ところで改ページ

Q13 あなたは医薬品の副作用の治療を受けた際に、健康被害救済制度を利用したことがありますか。
【必須入力】

1 利用したことがある	2 利用したことはない
☐	☐

.....< ところで改ページ

Q14 「健康被害救済制度」を利用した際、どこに相談しましたか。
あてはまるものを全てお選びください。

【必須入力】

- ☐ 1. 病院（クリニック、医院を含む）
☐ 2. 薬局
☐ 3. 地方自治体
☐ 4. 保健所
☐ 5. 薬剤師会
☐ 6. 製薬会社
☐ 7. 医薬品医療機器総合機構
☐ 8. その他

☐ 9. 知っていたので相談しなかった

.....< ところで改ページ

Q15 「健康被害救済制度」を利用した際に、誰かに相談されましたか。
あてはまるものを全てお選びください。

【必須入力】

- ☐ 1. 知人・友人
☐ 2. 家族
☐ 3. 医師
☐ 4. 歯科医師
☐ 5. 看護師
☐ 6. 医療機関（病院など）の事務担当者
☐ 7. 薬剤師
☐ 8. ケースワーカー
☐ 9. 地方自治体の職員
☐ 10. 保健所の職員
☐ 11. 薬剤師会の相談窓口
☐ 12. 製薬会社の相談窓口
☐ 13. 医薬品医療機器総合機構の相談窓口
☐ 14. その他

☐ 15. 知っていたので相談しなかった

.....< ところで改ページ

Q16 「健康被害救済制度」を利用したときに一番苦勞（苦心）したことについて、
あてはまるものを全てお選びください。

【必須入力】

- ☐ 1. 請求の手続きで記載事項が多かった
☐ 2. 請求の手続きで作成する書類が多かった
☐ 3. 請求書類の記入方法がわからなかった
☐ 4. 医師の診断書の作成を頼むにかった
☐ 5. 薬局で購入した一般薬の処方証明書を作成してもらひに苦勞した
☐ 6. その他
☐ 7. 苦勞（苦心）したことは特になし

.....< ところで改ページ

Q17 「健康被害救済制度」を利用しなかった理由について、あてはまるものを全てお選びください。
【必須入力】

- ☐ 1. 制度が複雑だと思ったから
☐ 2. 運営している組織の名前を聞いたことがなかったから
☐ 3. 医師や看護師、薬剤師が教えてくれなかったから
☐ 4. 症状が入院する程の重くはなかったから
☐ 5. 請求期限が過ぎていたから
☐ 6. 請求の手続きが難しそうだから
☐ 7. 請求に必要な書類が揃わなかったから
☐ 8. 給付金の支給額が少ないうから
☐ 9. その他

.....< 3 >.....

Q18 今後、あなたが医薬品の副作用にあった場合、「健康被害救済制度」をご利用したいと思いますか。
【必須入力】

1 利用したい	2 状況によって利用したい	3 分からない	4 あまり利用したくない	5 利用したくない
☐	☐	☐	☐	☐

.....< 3 >.....

Q19 今後、あなたが医薬品の副作用にあった場合、「健康被害救済制度」の利用について
【【Q18の選択内容】と回答されましたが、その理由を具体的に教えてください。
【必須入力】

※600文字以内でご記入ください。

.....< 3 >.....

Q20 「健康被害救済制度」を広く周知に知っていただくためには、どのような方法が有効だと思いますか。
忌憚のないご意見を記入してください。
【必須入力】

※600文字以内でご記入ください。

アンケートは以上で終わります。ご協力ありがとうございました。
回答もれがないか確認し、よろしければ「送信」ボタンをクリックしてください。

送信

「健康被害救済制度に関する認知度調査」
調査報告書
＜＜医療関係者＞＞

平成21年9月30日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部



目 次

調査概要	P3
対象者のプロフィール	P4
Summary	P5
詳細内容	P9
1 健康被害救済制度 認知率	P10
2 医薬品副作用被害救済制度／生物由来製品感染等被害救済制度 認知率	P11
3 健康被害救済制度 運営主体について	P12
4 医療安全管理者 担当経験の有無	P13
5 健康被害救済制度 認知経路	P14
6 健康被害救済制度 パンフレット接触場所	P15
7 健康被害救済制度 ポスター接触場所	P16
8 健康被害救済制度 内容認知	P17
9 広告の認知率	P19
10 広告の接触媒体	P20
11 健康被害救済制度との係わりについて	P21
12 健康被害救済制度を勧めたいか	P22
13 健康被害救済制度 勧めたくない理由	P23
14 健康被害救済制度 説明等を受けた経験	P24
15 健康被害救済制度 勧めたい理由・有効な周知の方法	P25
16 健康被害救済制度 関与した内容	P26
付録:調査票	P27

調査概要

- ・ 調査目的 健康被害救済制度の浸透度を把握し、今後の基礎資料とする
- ・ 調査対象 医師・薬剤師・歯科医師・看護師
- ・ 調査地域 全国
- ・ 調査方法 インターネット調査
- ・ 調査時期 2009年7月24日(金)～8月4日(火)
- ・ 有効回答数 3,438サンプル

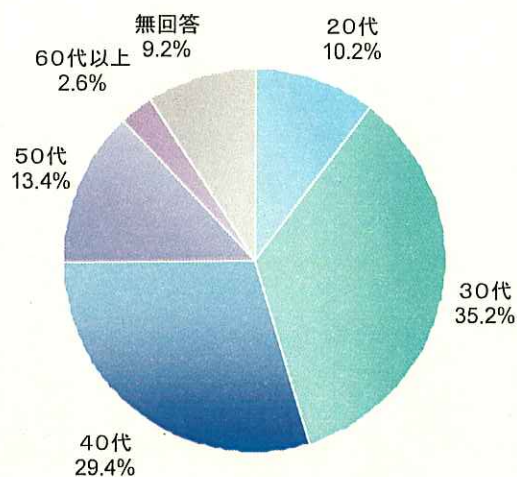
【医師】病院勤務(20床以上)	515
【医師】診療所勤務(20床未満)	517
【薬剤師】病院・診療所勤務	516
【薬剤師】薬局勤務	519
【看護師】病院勤務(20床以上)	508
【看護師】診療所勤務(20床未満)	545
【歯科医師】病院・診療所勤務	318
全体	3438

(人)

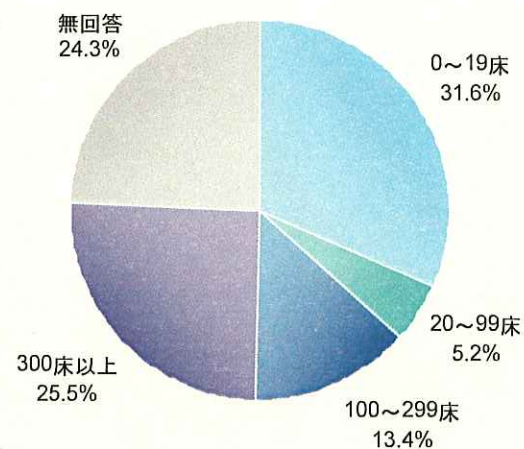
- ・ 調査実施機関 株式会社マクロミル

対象者のプロフィール (n=3,438)

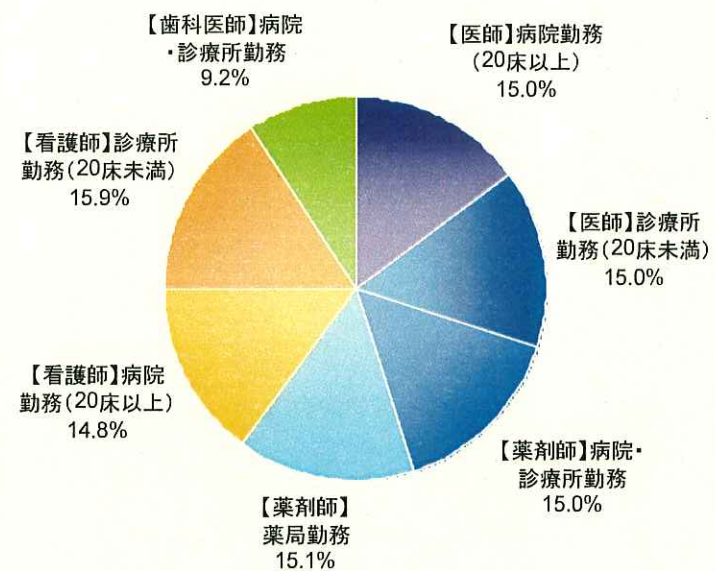
【年代別】



【施設規模】



【割付セル】



年代別 無回答 ...【歯科医師】病院・診療所勤務は「無回答」

施設規模 無回答 ...【歯科医師】病院・診療所勤務、【薬剤師】薬局勤務は「無回答」

Summary

Summary

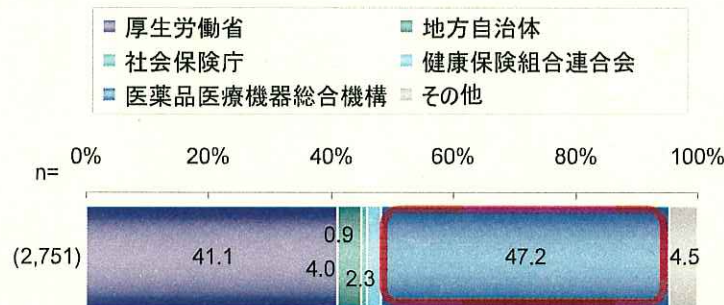
【健康被害救済制度 認知率】

単一回答



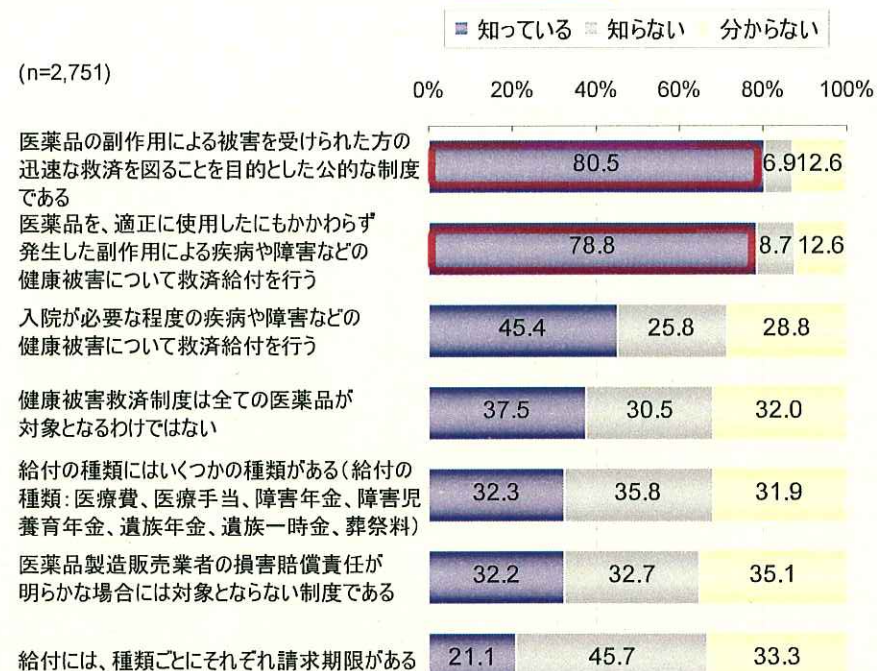
【健康被害救済制度 運営主体について】

単一回答



【健康被害救済制度 内容認知】

単一回答



✓健康被害救済制度の認知率は、「知っている」、「名前は聞いたことがある」を合わせると80%。明確に「知っている」との回答は、37%。

•『薬剤師』の認知率がほぼ全数に達する。

✓健康被害救済制度認知者は運営主体について、47%が「医薬品医療機器総合機構」と回答。次いで「厚生労働省」41%。

•『薬剤師』は、「医薬品医療機器総合機構」が7割弱に達する。

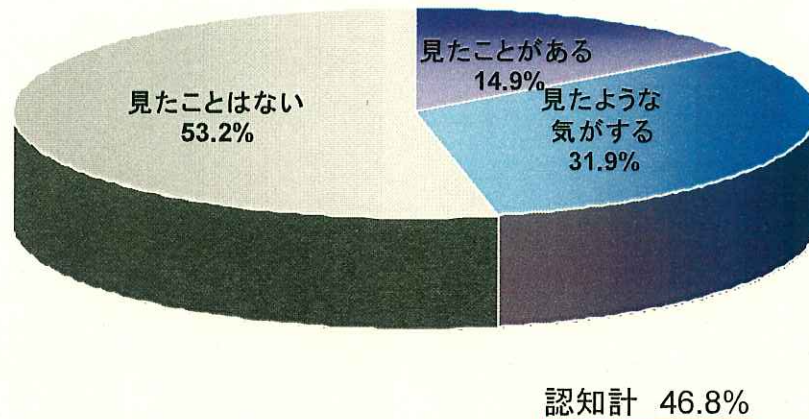
✓健康被害救済制度認知者の認知内容を見ると、「医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である」、「医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う」の2項目が8割前後と圧倒的に高い。

•内容認知については、『薬剤師』のスコアが他の医療従事者と比べ全般的に高め。

Summary

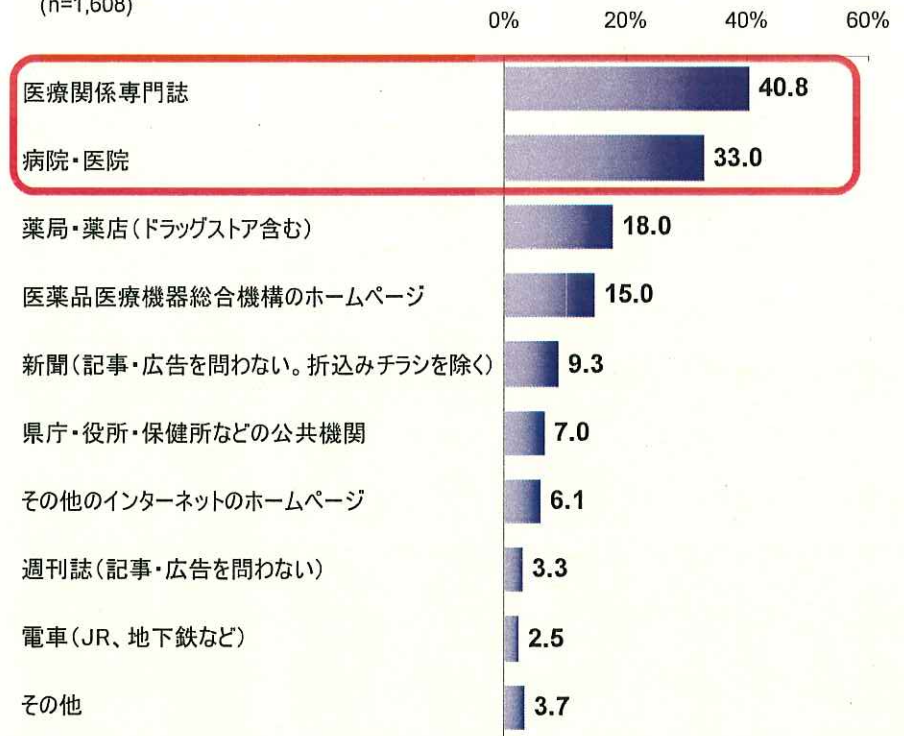
【広告 認知率】 単一回答

(n=3,438)



【広告 接触媒体】 複数回答

(n=1,608)



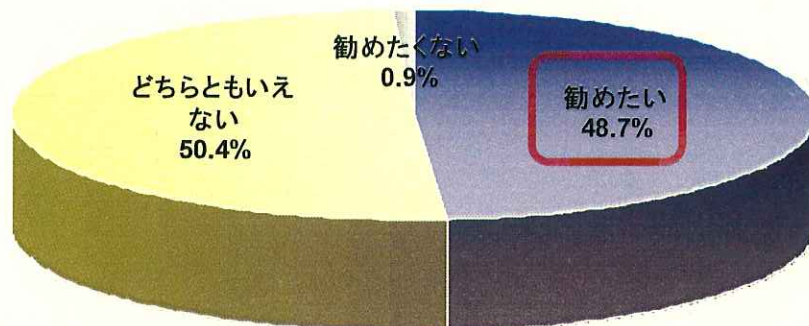
- ✓ 広告の認知率は、「見たことがある」、「見たような気がする」を合わせると47%。明確に「見たことがある」と回答した人は15%。
 - 『医師』、『薬剤師』の認知率が過半数と高め。
- ✓ 広告認知者の主な接触媒体は、「医療関係専門誌」41%、「病院・医院」33%。
 - 『薬剤師(病院・診療所勤務)』は、「医薬品医療機器総合機構のホームページ」が特徴的に高い。

Summary

【健康被害救済制度を勧めたいか】

単一回答

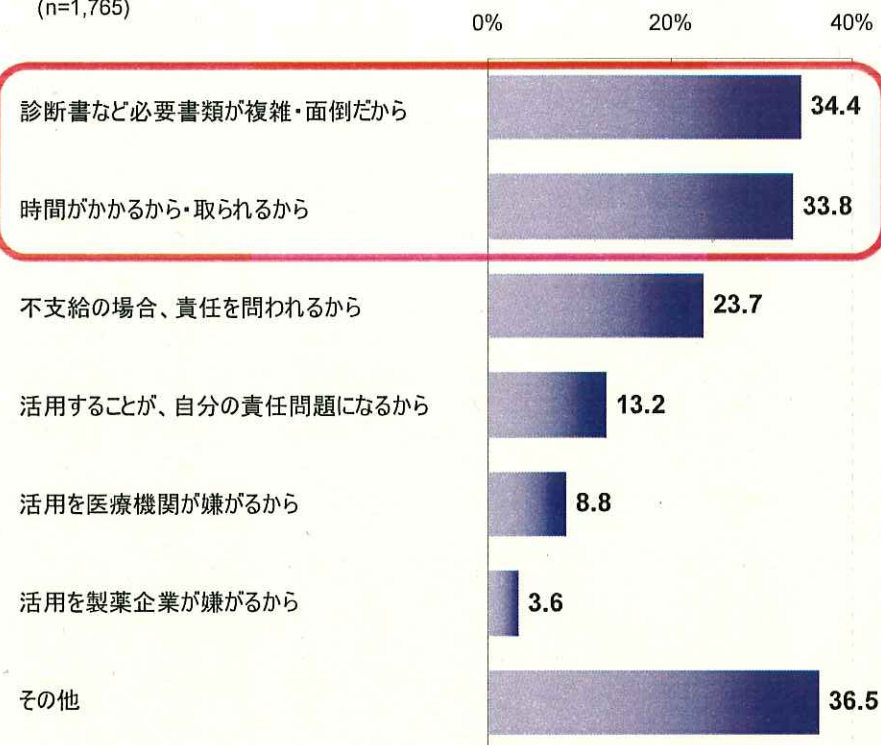
(n=3,438)



【健康被害救済制度 勧めたくない理由】

複数回答

(n=1,765)



✓健康被害救済制度を患者に勧めたいかについて、約半数が「勧めたい」と回答。「勧めたくない」は1%未満。

•『薬剤師』は、「勧めたい」が6割近くと、他の医療従事者と比べやや高め。

✓健康被害救済制度を患者に勧めたくない主な理由は、「診断書など必要書類が複雑・面倒だから」、「時間がかかるから・取られるから」の2つ。

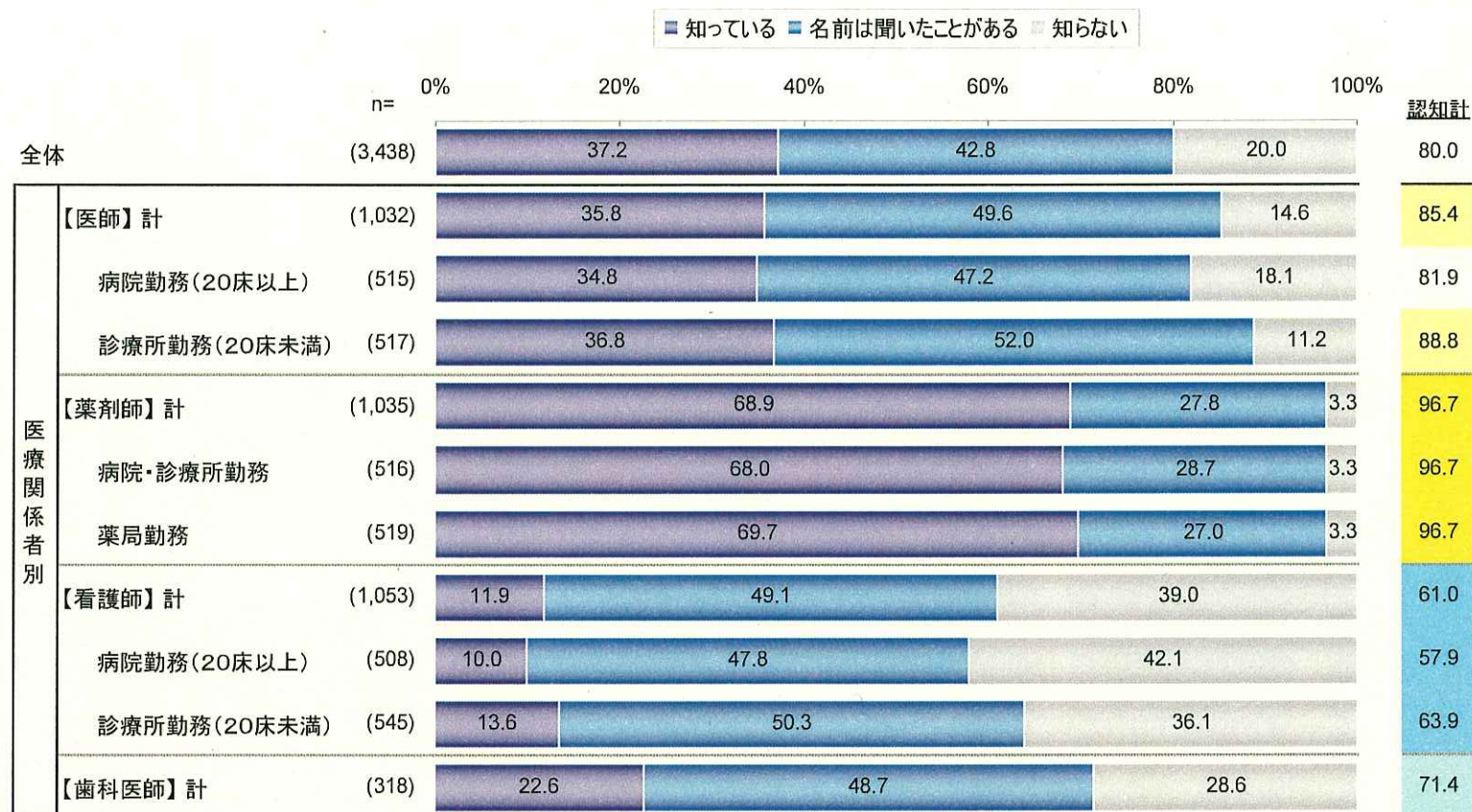
•『医師』は、「診断書など必要書類が複雑・面倒だから」、「時間がかかるから・取られるから」が他の医療従事者と比べ非常に高い。

詳細内容

1 健康被害救済制度 認知率

単一回答

Q1 あなたは「健康被害救済制度」をご存知ですか。



- 健康被害救済制度の認知率(知っている＋聞いたことがある)は、8割。
- 【医療関係者別】
- 『薬剤師』の認知率が97%とほぼ全員が認知している。一方、『看護師』では6割前後とやや低め。

2 医薬品副作用被害救済制度／生物由来製品感染等被害救済制度 認知率

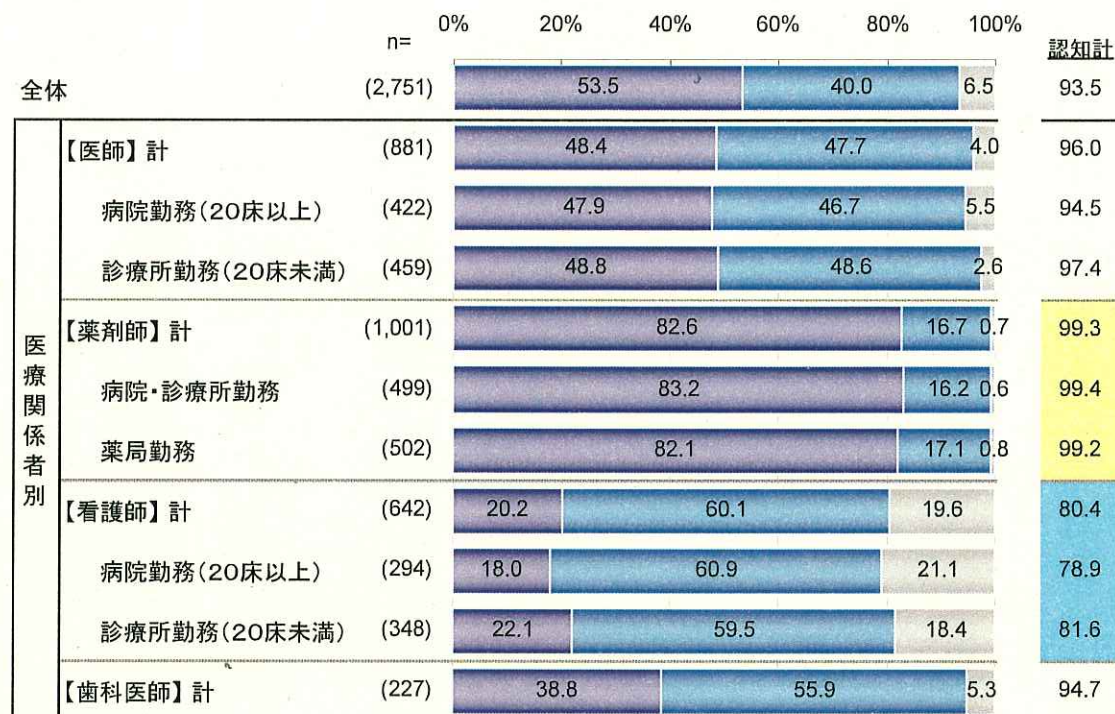
Q2 あなたは下記に挙げた「健康被害救済制度」をご存知ですか。

単一回答

* 健康被害救済制度認知者ベース

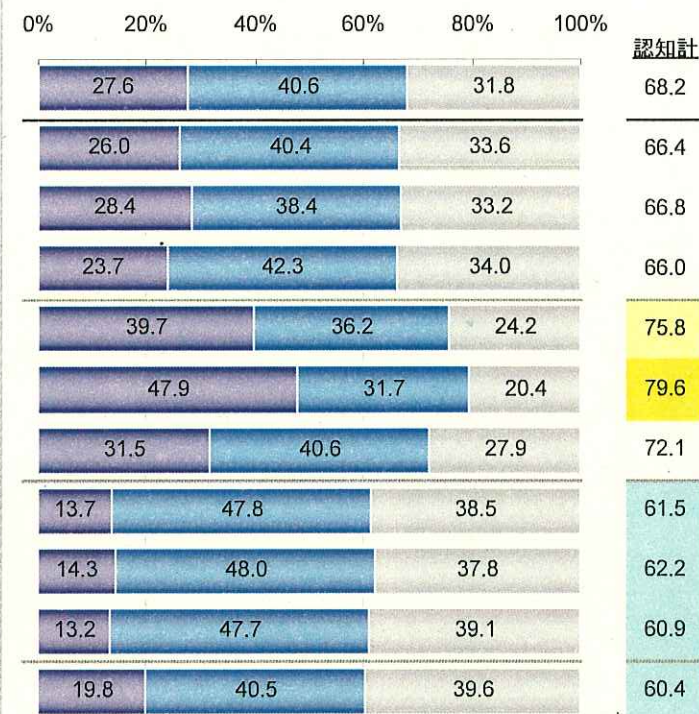
【医薬品副作用被害救済制度】

■ 知っている ■ 名前は聞いたことがある ■ 知らない



【生物由来製品感染等被害救済制度】

■ 知っている ■ 名前は聞いたことがある ■ 知らない



- 健康被害救済制度認知者のうち、
医薬品副作用被害救済制度の認知率(知っている＋聞いたことがある)は、94%。
生物由来製品感染等被害救済制度の認知率は、68%。

【医療関係者別】

- いずれの制度も『薬剤師』のスコアが高め。特に、医薬品副作用被害救済制度の認知度はほぼ全数となっている。

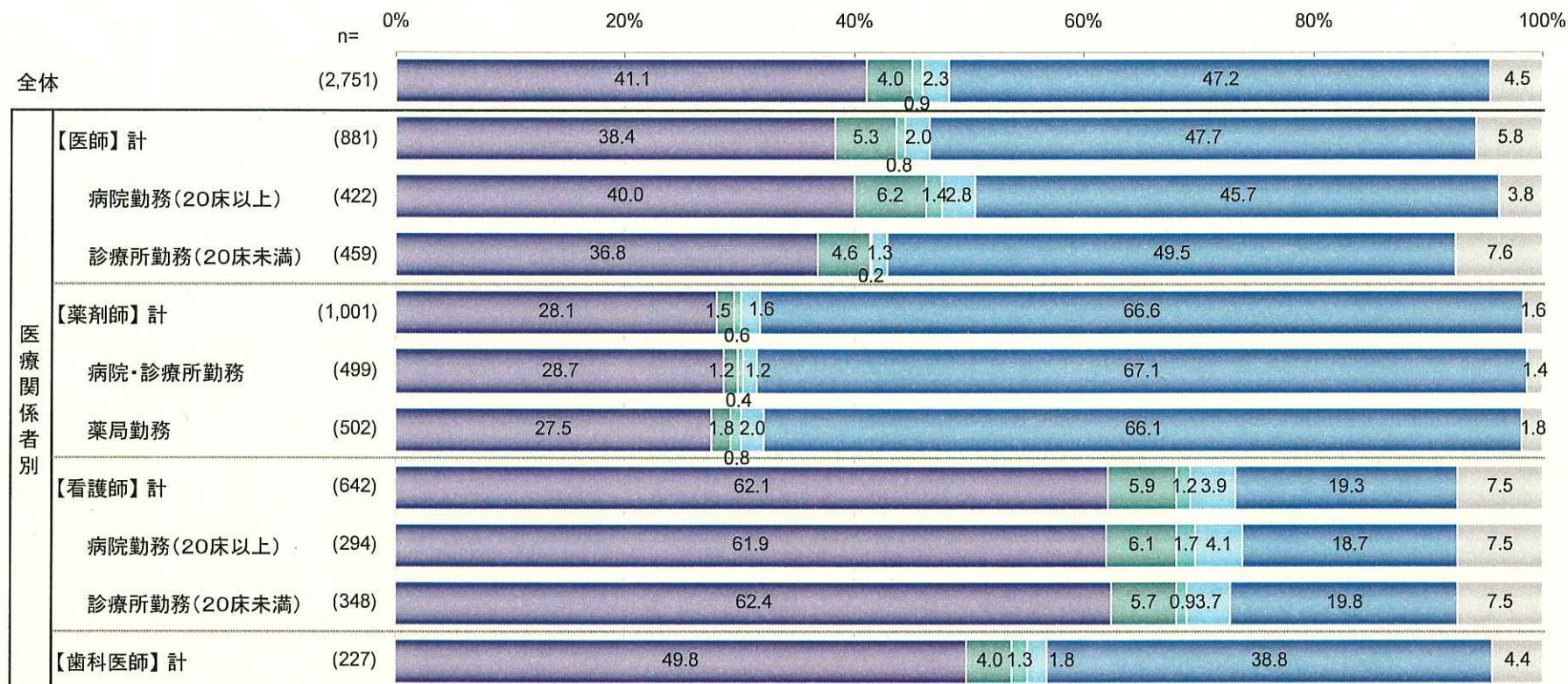
3 健康被害救済制度 運営主体について

単一回答

Q3 あなたは「健康被害救済制度」の運営主体をご存知ですか。あてはまるものをひとつお選びください。

* 健康被害救済制度認知者ベース

■ 厚生労働省 ■ 地方自治体(都道府県、市町村など) ■ 社会保険庁 ■ 健康保険組合連合会 ■ 医薬品医療機器総合機構 ■ その他



•健康被害救済制度認知者に運営主体について尋ねたところ、約5割が「医薬品医療機器総合機構」と回答、次いで、「厚生労働省」41%となっている。

•「その他」の内容として、「独立行政法人」、「製薬企業」などが見られた。

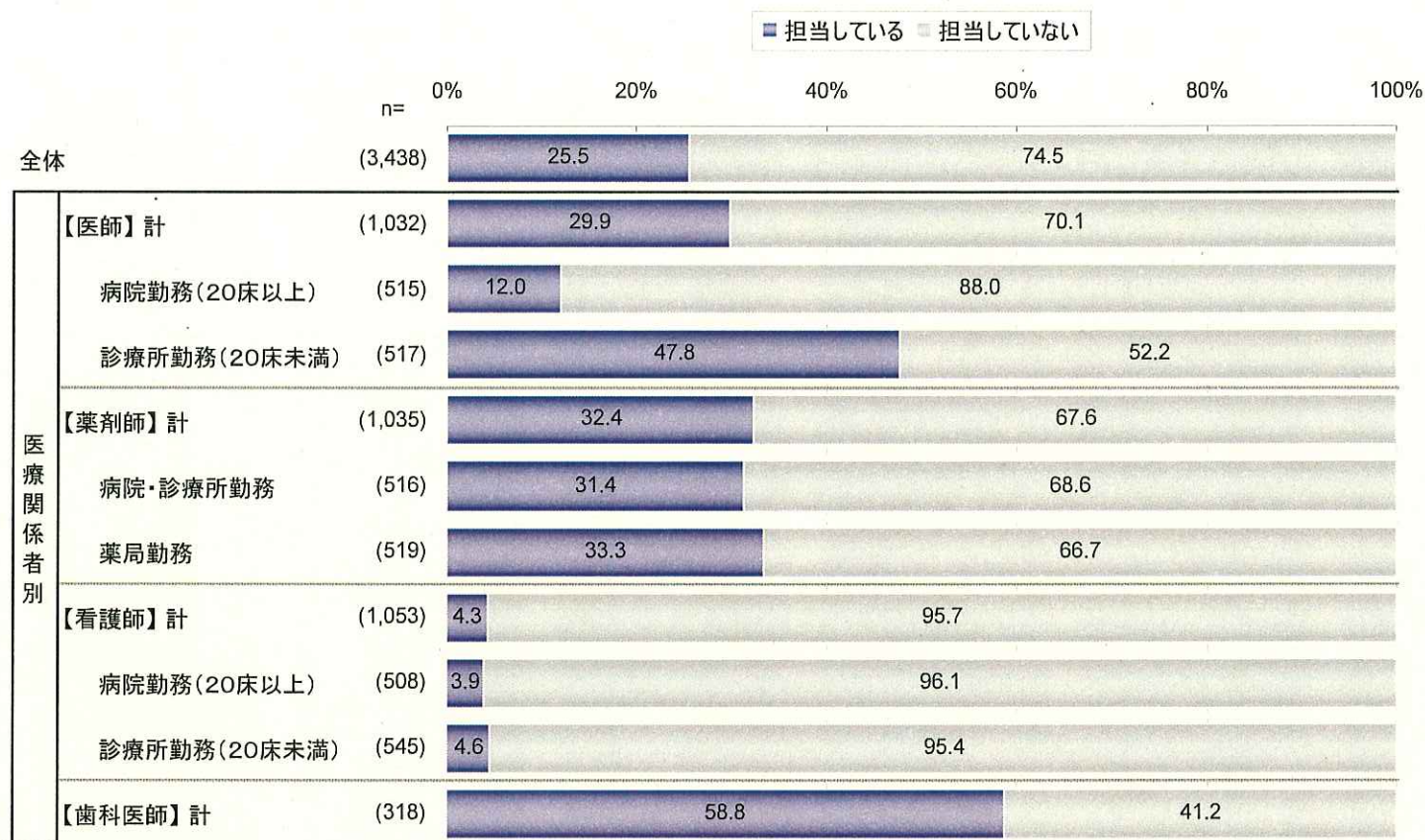
【医療関係者別】

•『薬剤師』は、「医薬品医療機器総合機構」が7割弱に達する。一方、『看護師』は、「厚生労働省」が6割強と高い。

4 医療安全管理者 担当経験の有無

単一回答

Q4 あなたは現在お勤めの施設で、医療安全管理者を担当されていますか。

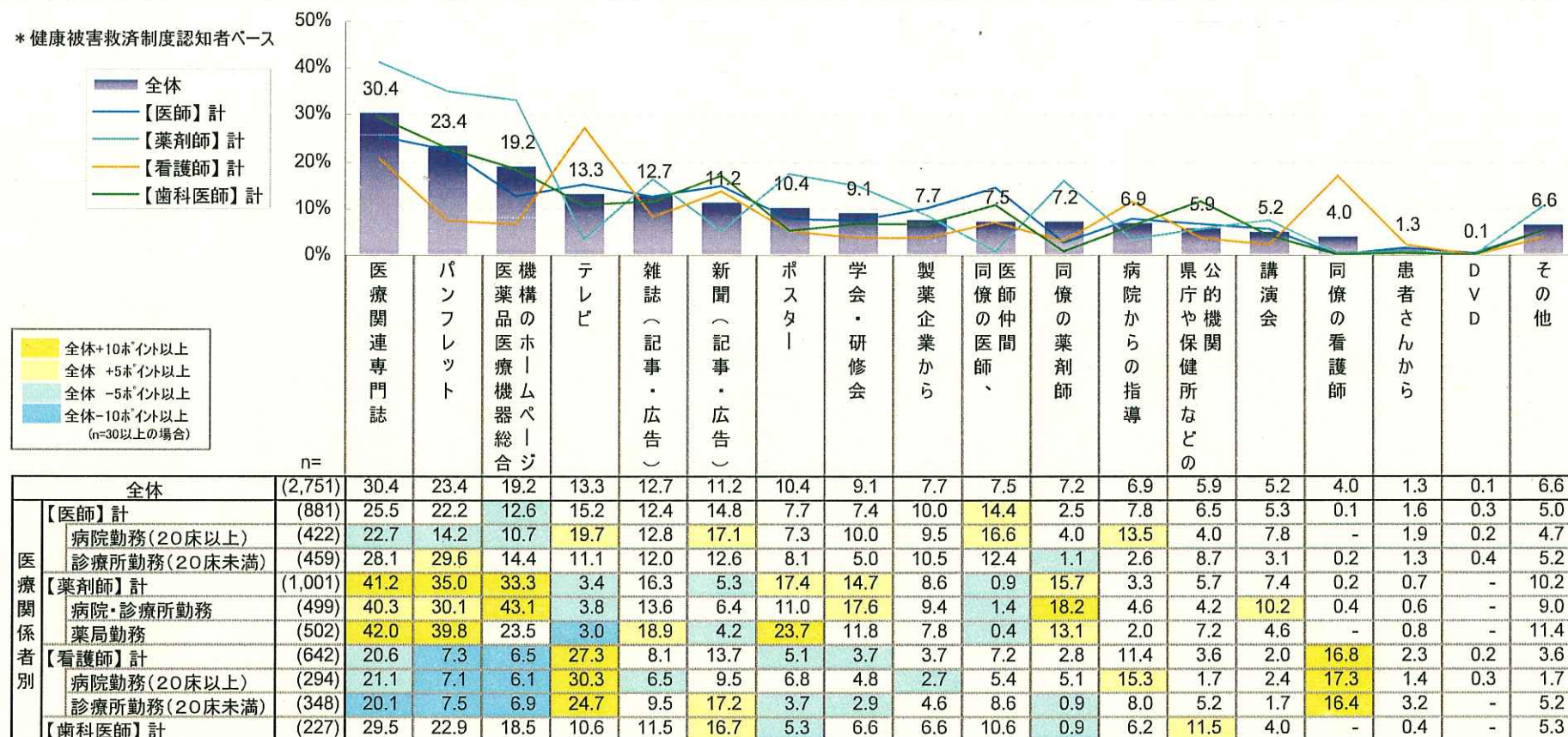


- 医療安全管理者を「担当している」との回答は、26%。
- 【医療関係者別】
- 『医師(診療所勤務)』、『歯科医師』は、「担当している」のスコアが特徴的に高い。

5 健康被害救済制度 認知経路

複数回答

Q5 あなたは「健康被害救済制度」をどのようにして知りましたか。あてはまるものを全てお選びください。



- ・認知経路は、「医療関連専門誌」が3割と最も高い。以下、「パンフレット」、「医薬品医療機器総合機構のホームページ」が2割前後で続く。
- ・「その他」の内容として「大学の授業」などの記述が見られた。
- 【医療関係者別】
- ・『看護師』は、「テレビ」、「同僚の看護師」が上位となっている。

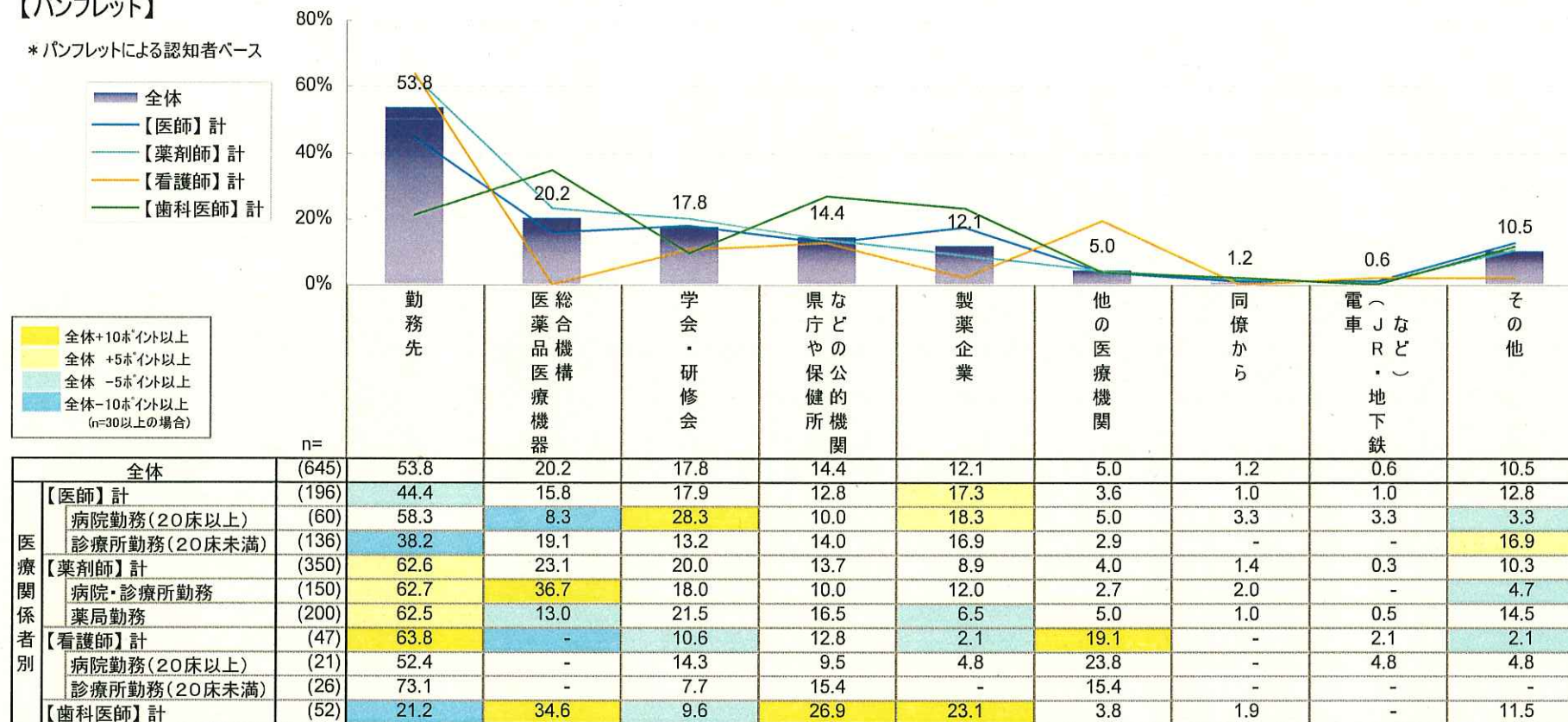
6 健康被害救済制度 パンフレット接触場所

複数回答

Q6 あなたは「健康被害救済制度」のパンフレットやポスターをどのように見たり、入手したりしましたか。それぞれあてはまるものを全てお選びください。

【パンフレット】

* パンフレットによる認知者ベース



• パンフレットの接触場所は、半数強が「勤務先」と回答している。

【医療関係者別】

• 『薬剤師』は6割以上が「勤務先」、『歯科医師』は、「医薬品医療機器総合機構」、「県庁や保健所など公的機関」、「製薬企業」などが上位となっている。

n=30未満は参考値

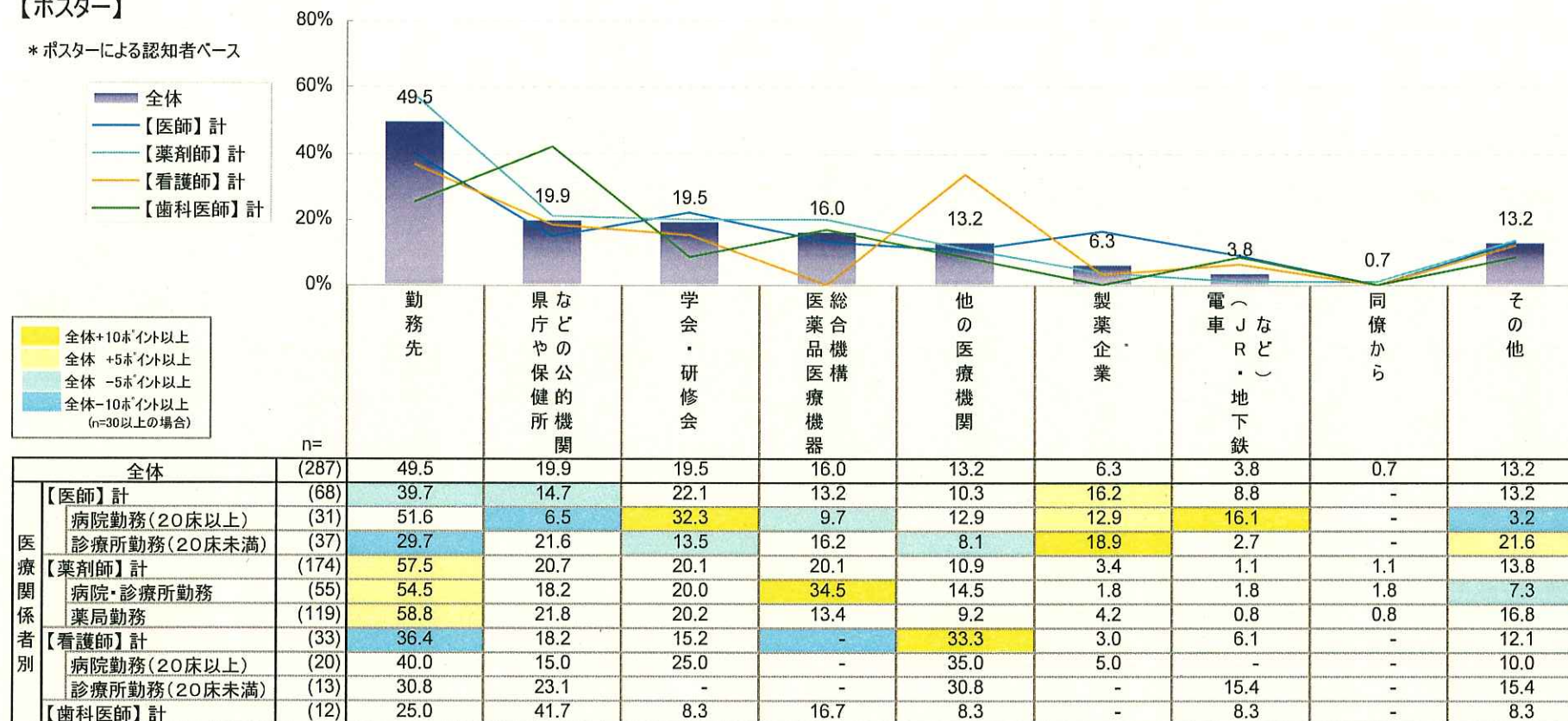
7 健康被害救済制度 ポスター接触場所

複数回答

Q6 あなたは「健康被害救済制度」のパンフレットやポスターをどのように見たり、入手したりしましたか。それぞれあてはまるものを全てお選びください。

【ポスター】

* ポスターによる認知者ベース



・ポスターの接触場所は、約半数が「勤務先」と回答している。

【医療関係者別】

・『医師』は、「製薬企業」で接触する割合が他の医療従事者と比べ高い。

・その他、『医師(病院勤務)』は「学会・研修会」、『薬剤師(病院・診療所勤務)』は「医薬品医療機器総合機構」、『看護師』は「他の医療機関」での接触が高め。

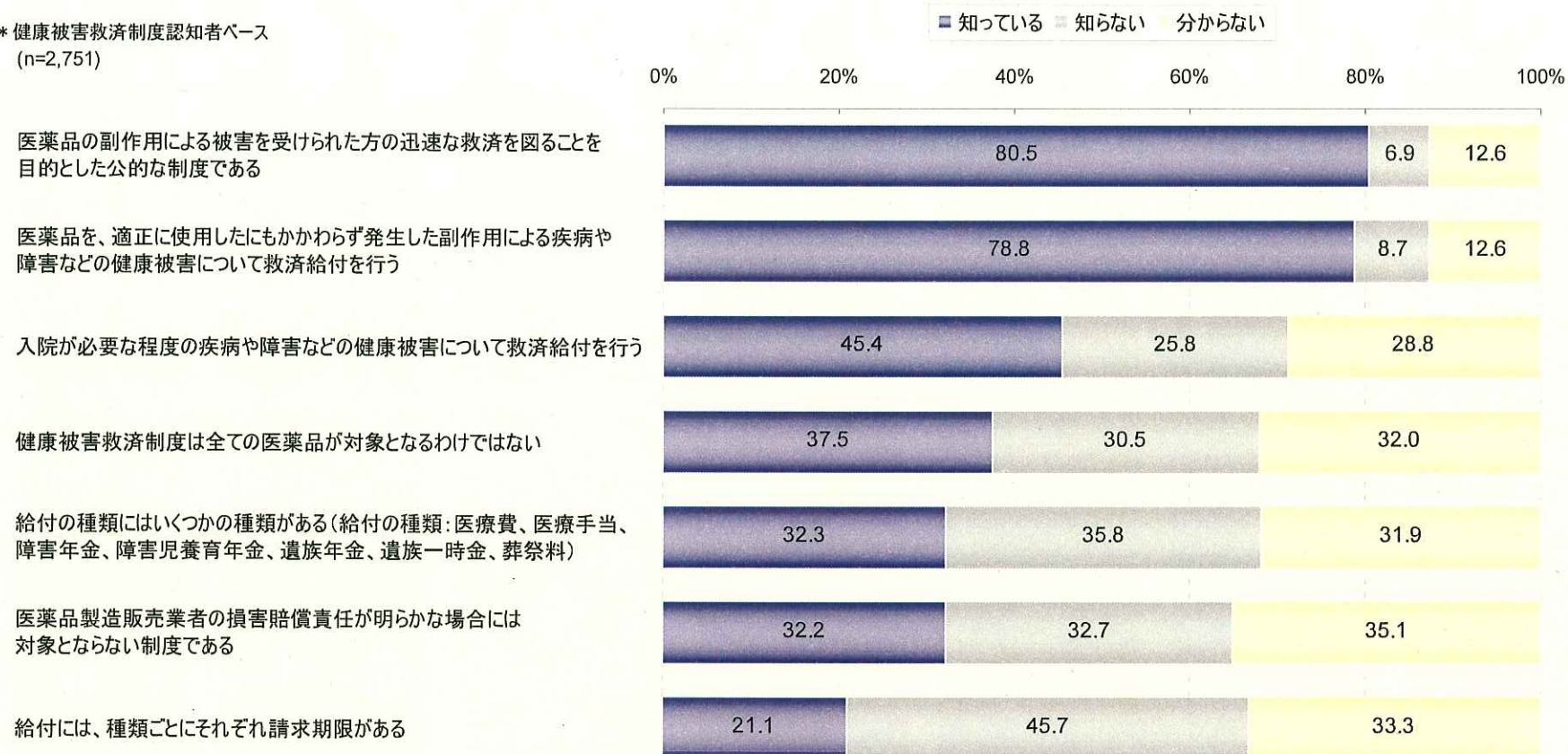
n=30未満は参考値

8 健康被害救済制度 内容認知

単一回答

Q7「健康被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

* 健康被害救済制度認知者ベース
(n=2,751)



- 「医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である」、
「医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う」
の2項目が8割前後と圧倒的に高い。
- 他項目の認知率は、半数に満たない。

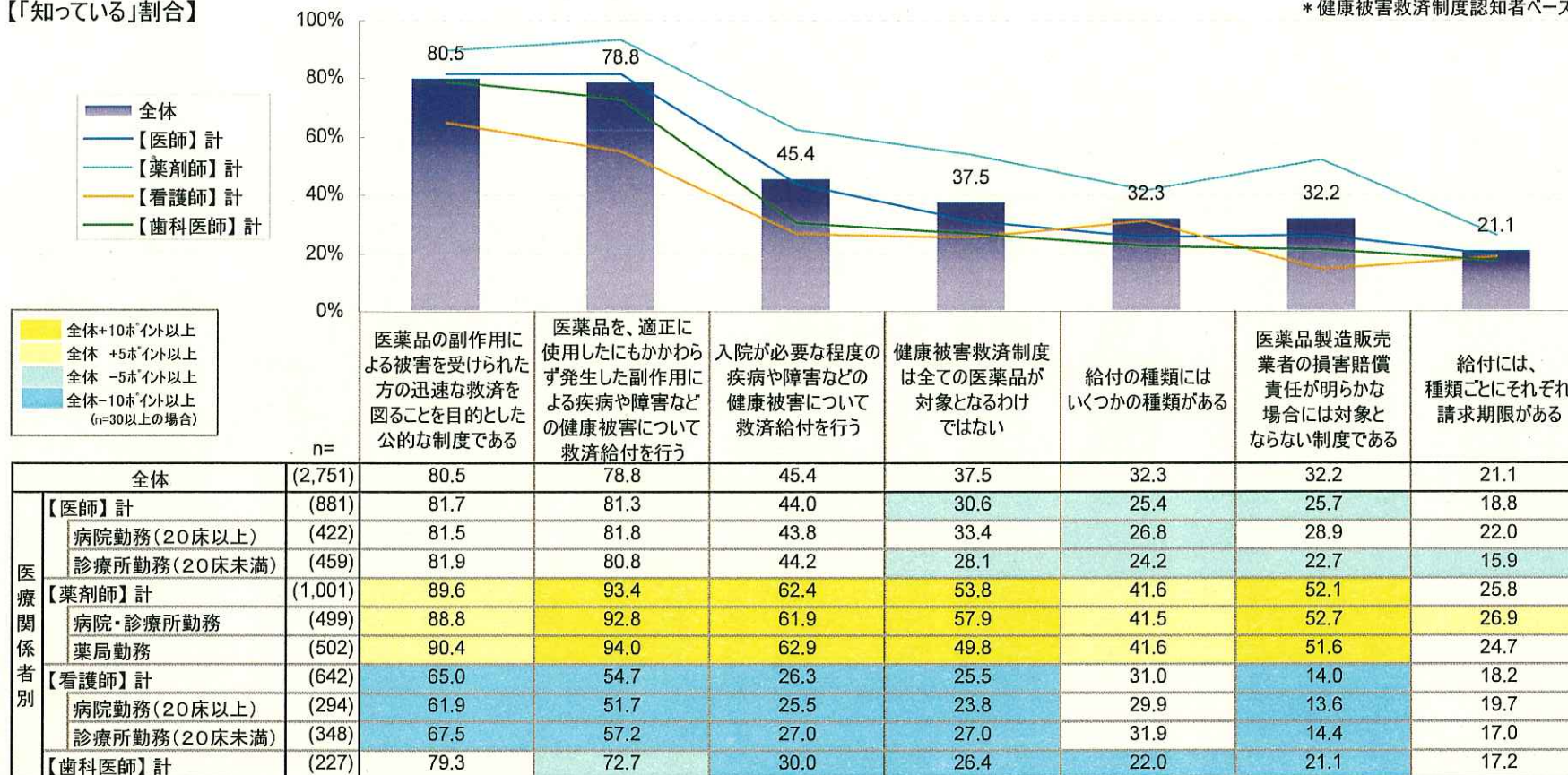
8 健康被害救済制度 内容認知

複数回答

Q7「健康被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

【「知っている」割合】

* 健康被害救済制度認知者ベース



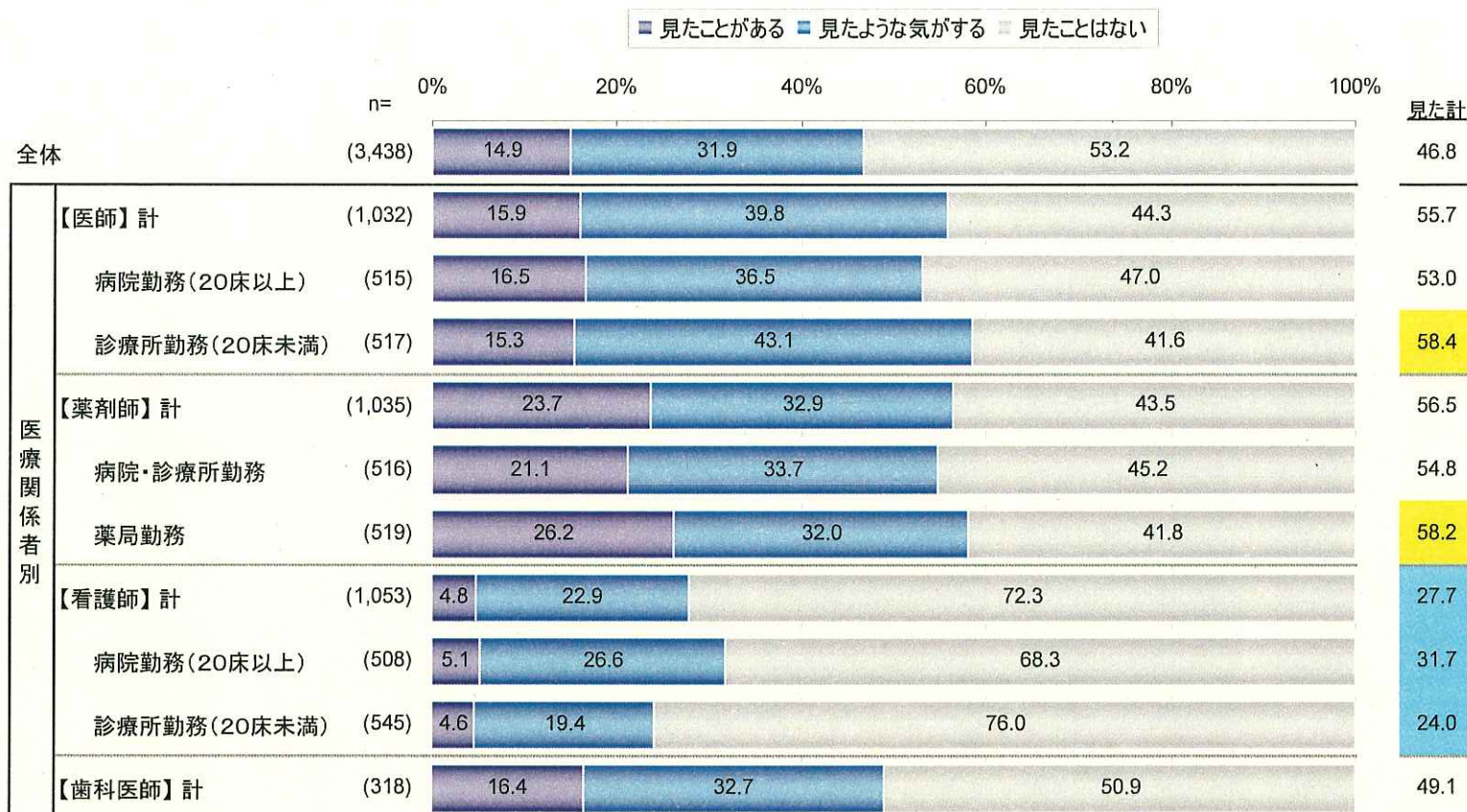
【医療関係者別】

- 『薬剤師』のスコアの高さが目立つ。軒並みスコアの高い『薬剤師』においても、「給付の種類にはいくつかの種類がある」、「給付には、種類ごとにそれぞれ請求期限がある」の認知率は半数を下回る。

9 広告の認知率

単一回答

Q8 上記画像をご覧になってからお答えください。あなたは、この広告を見たことがありますか。



・広告の認知率(見たことがある＋見たような)は、47%。

【医療関係者別】

・『医師』、『薬剤師』の認知率が過半数と高い。

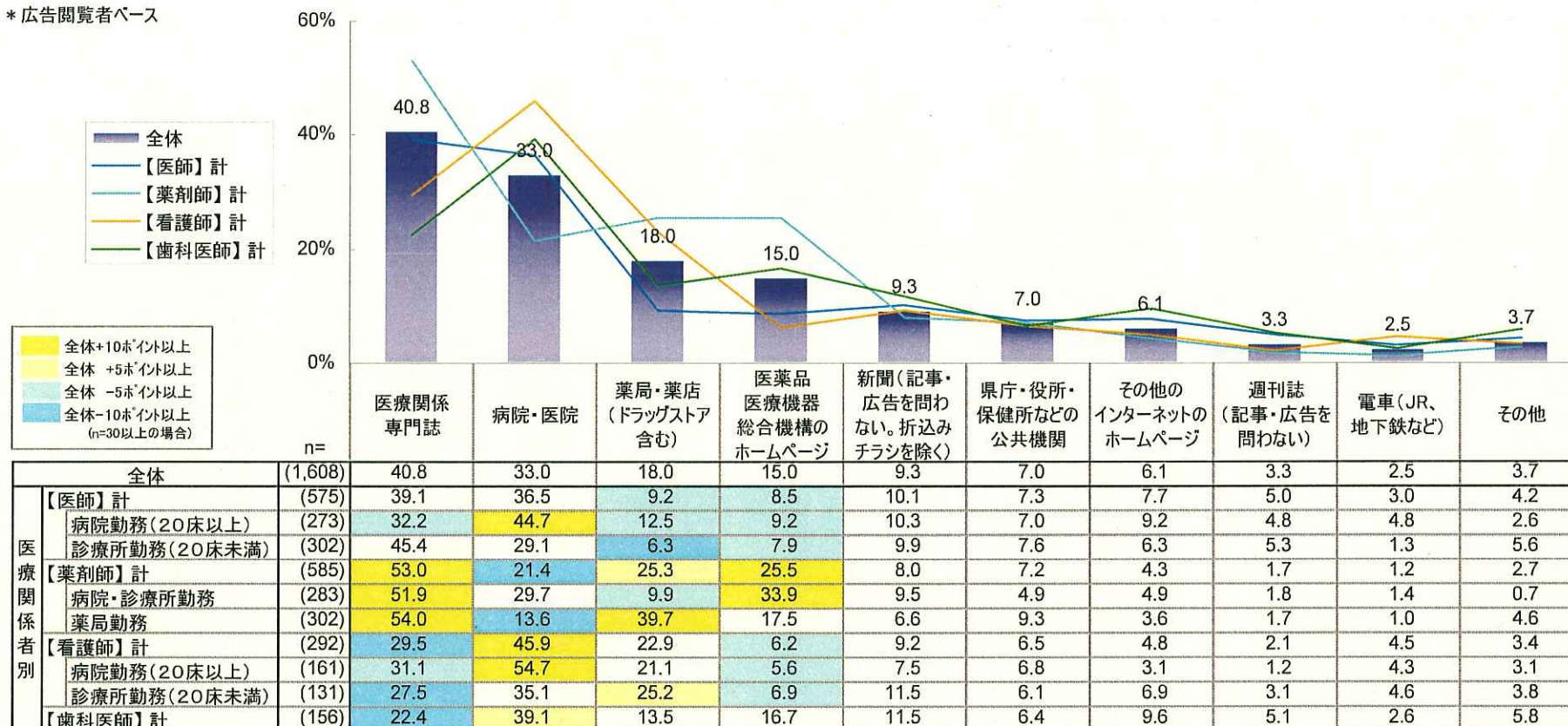
『薬剤師』は、「見たことがある」のスコアが2割強に達し、認知の度合いについては『医師』を上回っている。

10 広告の接触媒体

複数回答

Q9 あなたは、どこでこの広告を見ましたか。あてはまるものを全てお選びください。

* 広告閲覧者ベース



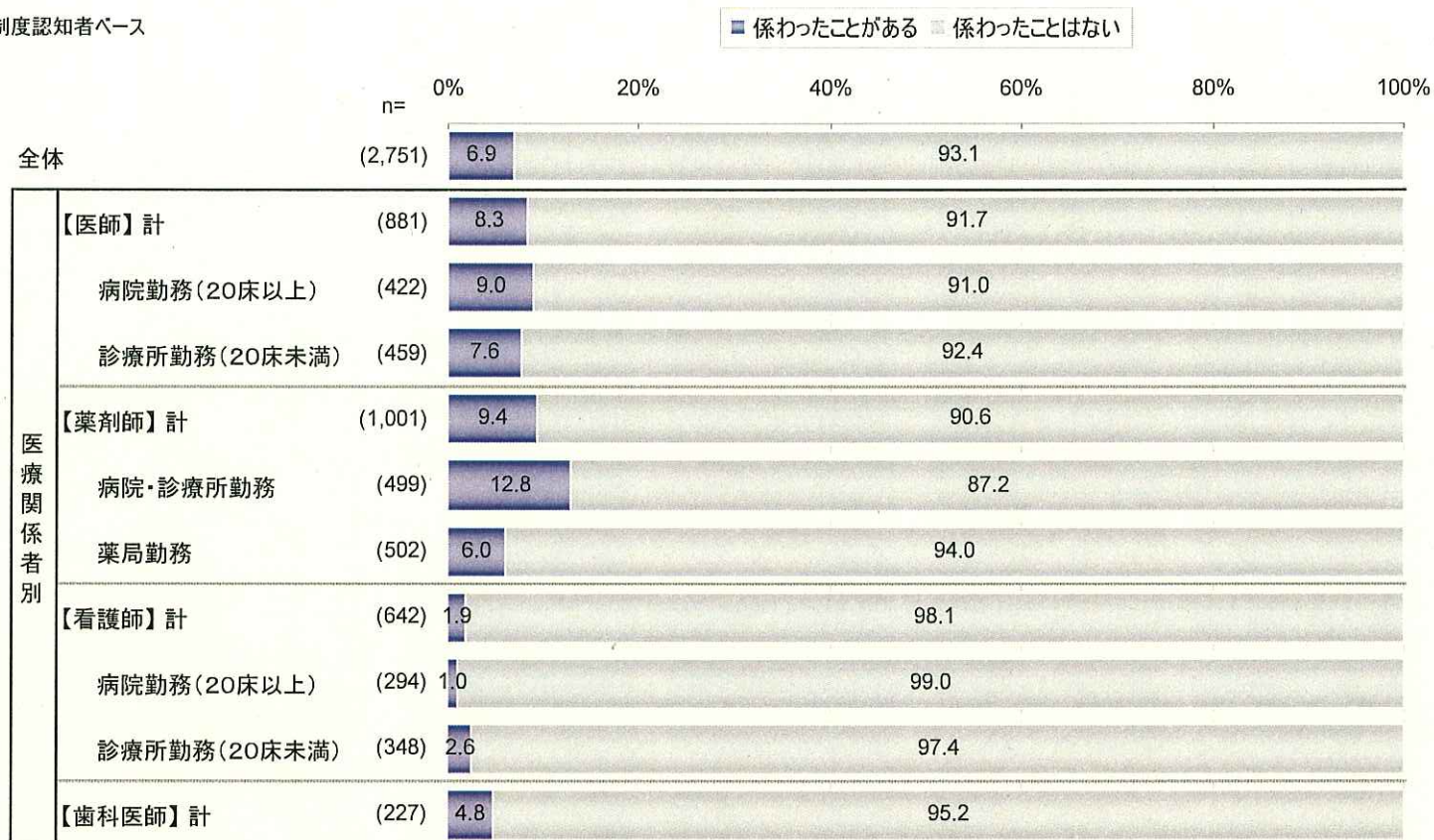
- 広告に接触した主な媒体は、「医療関係専門誌」41%、「病院・医院」33%。
- 「その他」の内容として、「薬剤師会」、「送られてきたポスター・パンフレット」などの記述が見られた。
- 【医療関係者別】
- 『薬剤師』、特に、『薬剤師(病院・診療所勤務)』は、「医薬品医療機器総合機構のホームページ」が高い。

11 健康被害救済制度との係わりについて

単一回答

Q10 あなたはこれまでに「健康被害救済制度」に係わったことはありますか。

* 健康被害救済制度認知者ベース

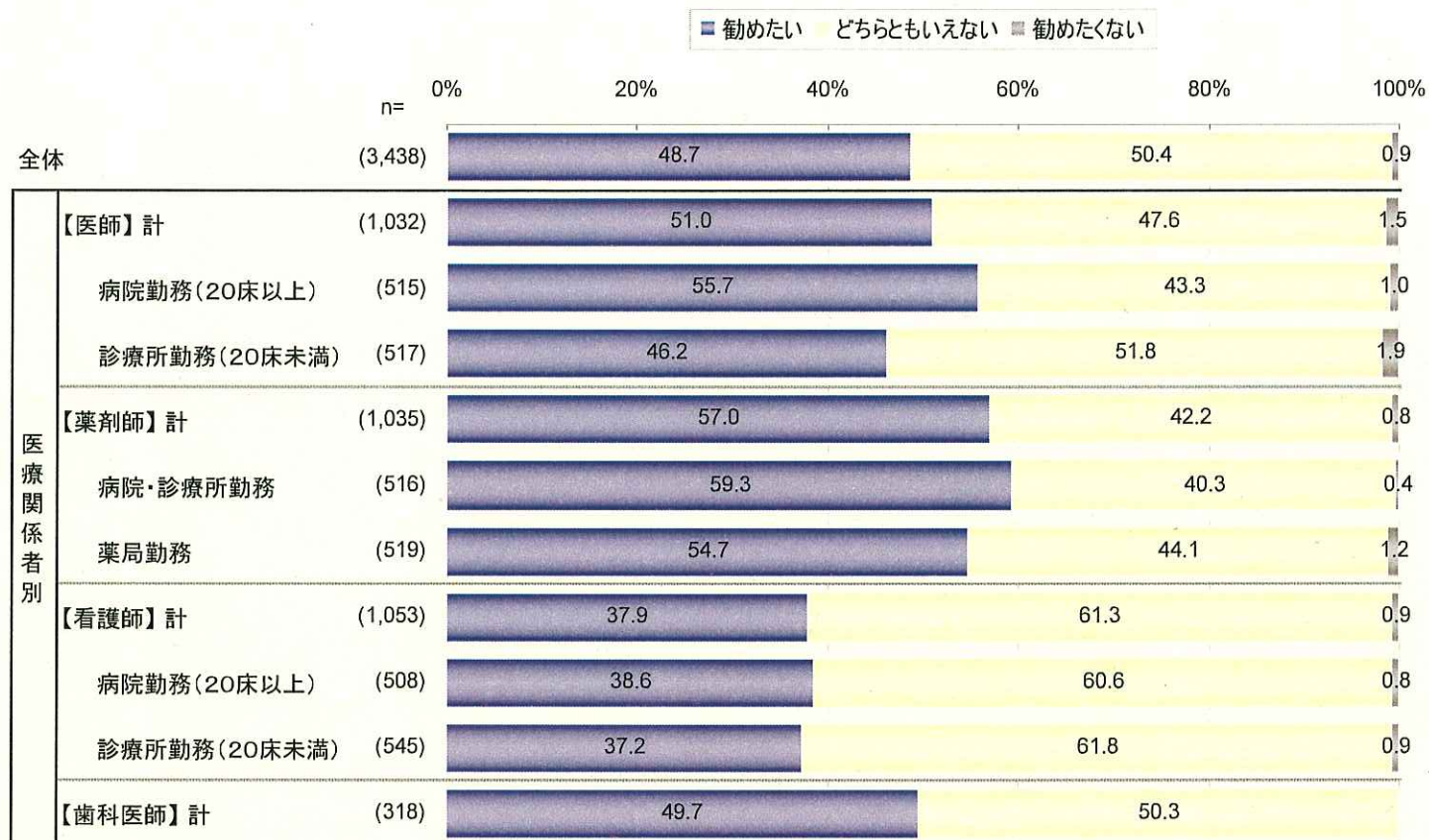


- 健康被害救済制度に係わったことが「ある」との回答は7%にとどまる。
- 【医療関係者別】
- 『薬剤師(病院・診療所勤務)』は、「係わったことがある」が1割強とやや高め。

12 健康被害救済制度を勧めたいか

単一回答

Q12 あなたは今後、「健康被害救済制度」の利用を患者さんに勧めたいとお考えですか。



•健康被害救済制度を患者に勧めたいかについては、約半数が「勧めたい」と回答。「勧めたくない」は1%に満たない。

【医療関係者別】

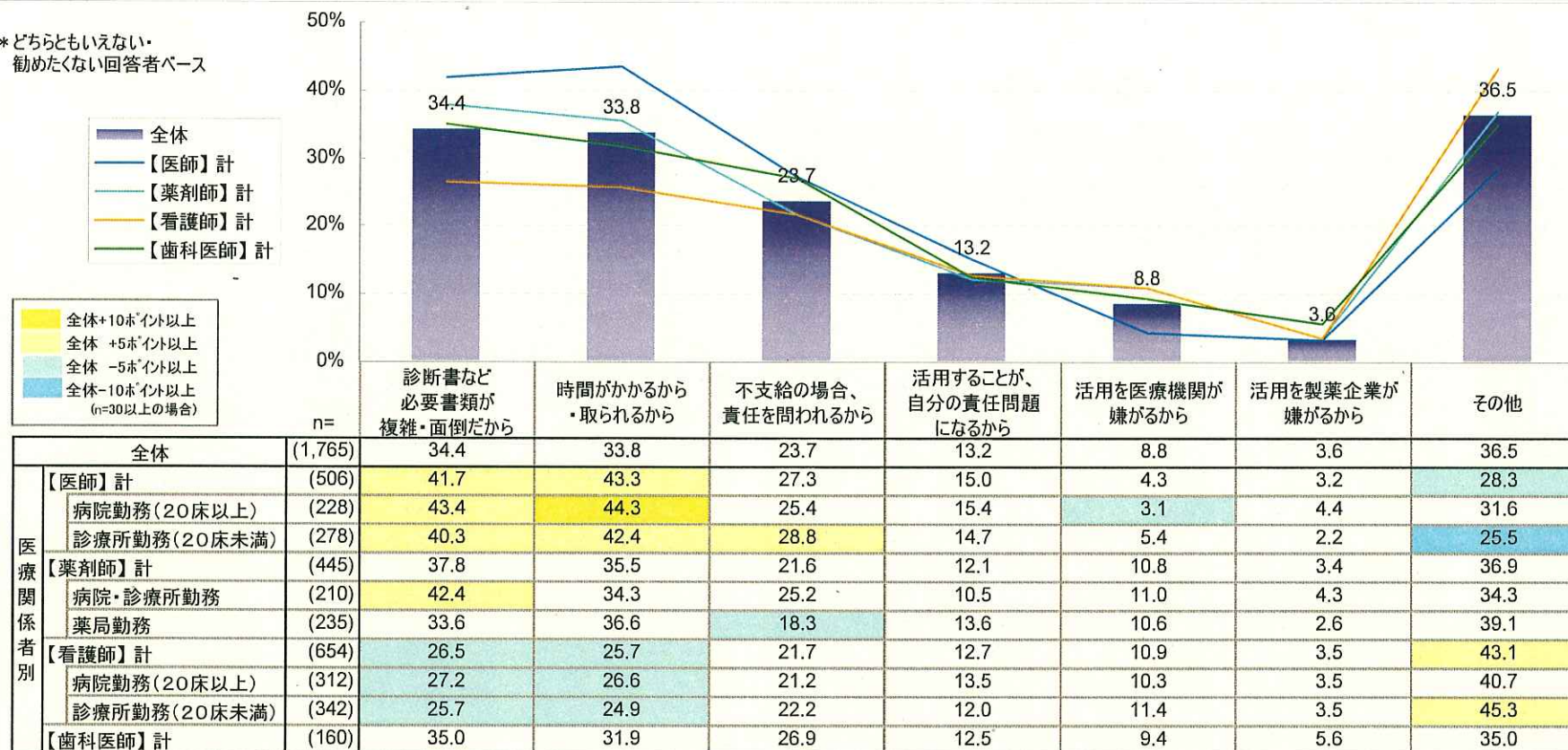
•『薬剤師』は、「勧めたい」が6割近くとやや高い。

13 健康被害救済制度 勧めたくない理由

複数回答

Q14 あなたはQ12で健康被害救済制度の利用を患者さんに勧めたいかという質問において、【Q12の選択内容】と回答されましたが、どのような理由からですか。
あてはまるものを全てお選びください。

* どちらともいえない・
勧めたくない回答者ベース

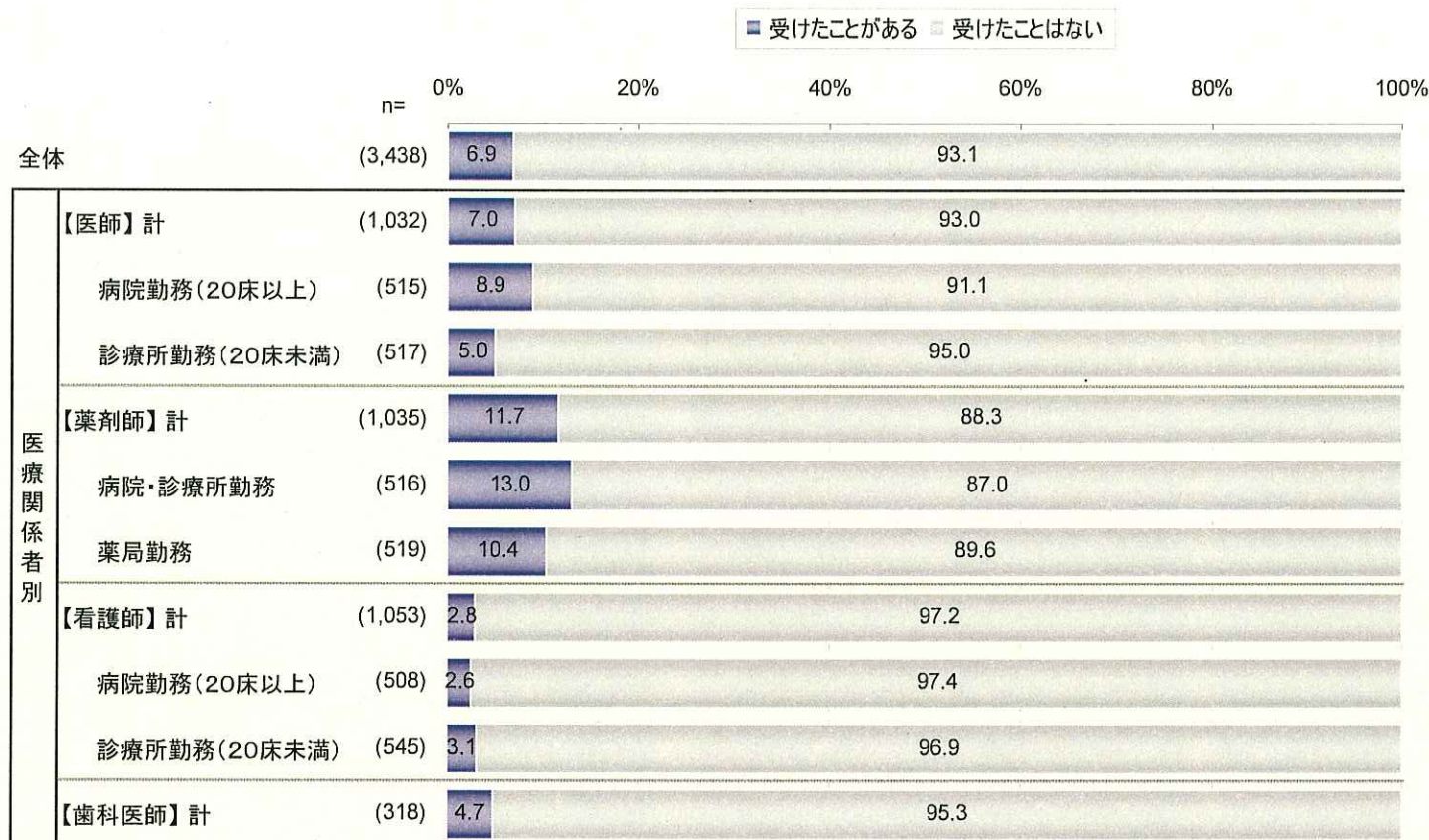


- 健康被害救済制度を患者に勧めたくない主な理由は、「診断書など必要書類が複雑・面倒だから」34%、「時間がかかるから・取られるから」34%の2つ。
 - 「その他」の理由は、「副作用の判別が困難」、「制度に適応する事例がない」、「状況に応じて判断したい」などの意見が多く見られた。
- 【医療関係者別】
- 『医師』は、「診断書など必要書類が複雑・面倒だから」、「時間がかかるから・取られるから」が他の医療従事者と比べ高い。

14 健康被害救済制度 説明等を受けた経験

単一回答

Q15 あなたは、「健康被害救済制度」について、お勤めの施設や関係機関から説明や紹介を受けたことがありますか。



•健康被害救済制度の説明や紹介を受けた経験が「ある」との回答は1割に満たない。

【医療関係者別】

•『薬剤師』は、「受けたことがある」が1割強とやや高い。

15 健康被害救済制度 勧めたい理由・有効な周知の方法 <自由記述>

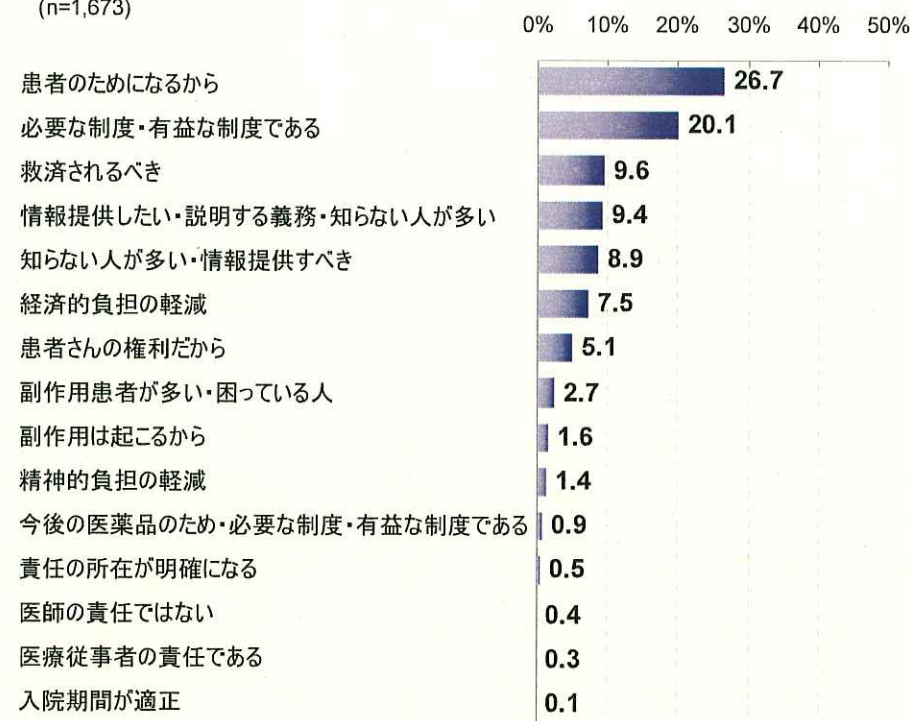
複数回答

Q13 あなたはQ12で健康被害救済制度の利用を患者さんに「勧めたい」と回答されましたが、どのような理由からですか。
Q16 今後、「健康被害救済制度」の活用を、医療関係者の皆様にご協力を頂くためにはどのような事が必要だと思いますか。
今後の参考にさせていただきますので、忌憚のないご意見をご記入ください。

【健康被害救済制度 勧めたい理由】

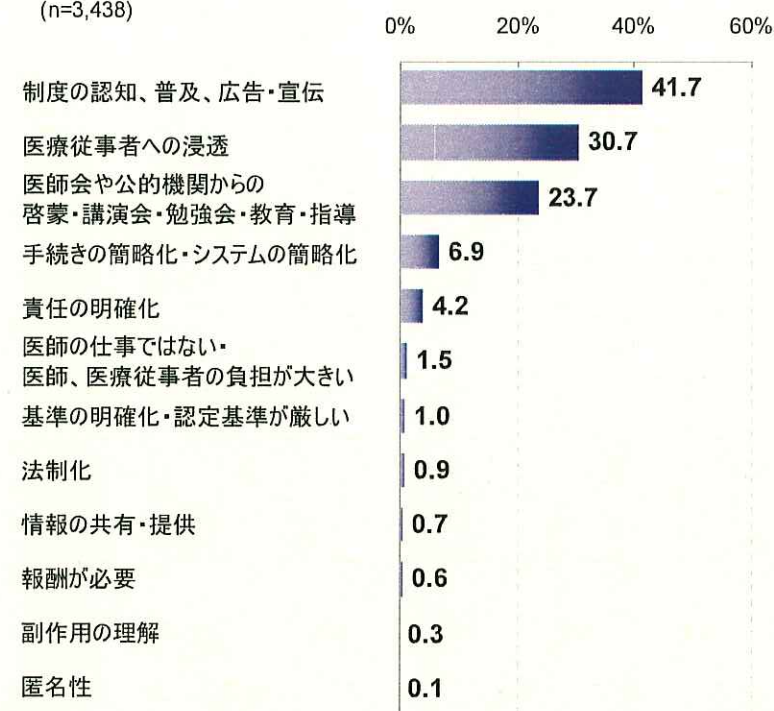
※勧めたい回答者ベース

(n=1,673)



【健康被害救済制度 有効な周知の方法】

(n=3,438)

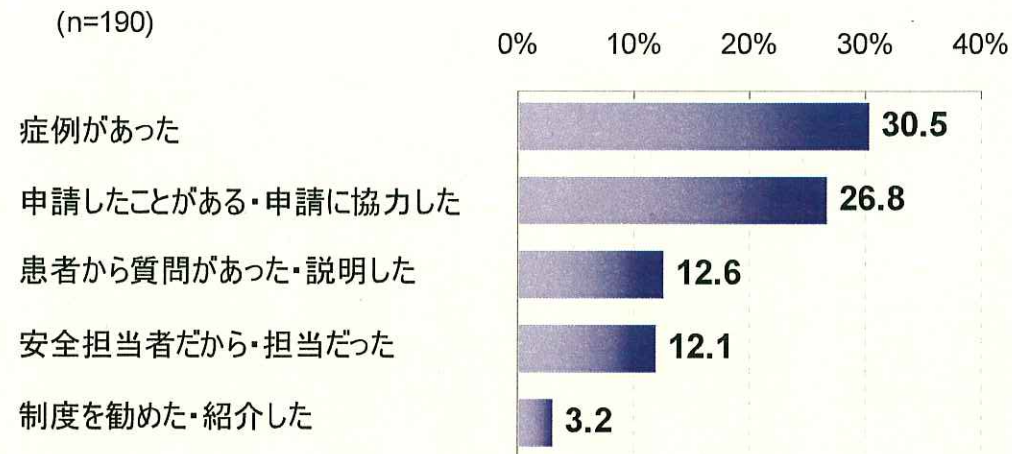


- 健康被害救済制度を患者に勧めたい主な理由は、「患者のためになるから」27%、「必要な制度・有益な制度」20%などの意見が多く挙げられた。
- 健康被害救済制度の有効な周知方法として、「制度の認知、普及、広告・宣伝」42%、「医療従事者への浸透」31%、「医師会や公的機関からの啓蒙・講演会・勉強会・教育・指導」24%が上位となっている。

16 健康被害救済制度 関与した内容 <自由記述>

Q11 あなたはQ10で健康被害救済制度に【Q10の選択内容】と回答されましたが、どのような理由からですか。

※係わった者ベース



・健康被害救済制度に係わった理由として、「症例があった」「申請したことがある・申請協力した」といった回答が中心。

付録：調査票

医薬品に関する調査

下記アンケートにご協力をお願いします。
 [注]お一人1回までの回答をお願いします。

本アンケート内では「Acrobat Reader」が必要となっております。
 Acrobat Readerをお持ちでない方はこちらよりダウンロードしてください。(無料)
 Acrobat Readerを利用して表示される画面は画像によって表示までに時間がかかる場合がございますのでご注意ください。

Q1 あなたは「健康被害救済制度」をご存知ですか。

【必須入力】

知っている	名前が聞いたことがある	知らない
☐	☐	☐

Q2 あなたは下記に挙げた「健康被害救済制度」をご存知ですか。

【必須入力】

	1 知っている	2 名前が聞いたことがある	3 知らない
1. 医薬品副作用被害救済制度	☐	☐	☐
2. 生物由来製品感染等被害救済制度	☐	☐	☐

Q3 あなたは「健康被害救済制度」の運営主体をご存知ですか。
 あてはまるものをひとつお選びください。

【必須入力】

- ☐ 1. 厚生労働省
☐ 2. 地方自治体(都道府県、市町村など)
☐ 3. 社会保障庁
☐ 4. 健康保険組合連合会
☐ 5. 医薬品医療機器総合機構
☐ 6. その他

Q4 あなたは現在お勤めの施設で、医療安全管理者を担当されていますか。

【必須入力】

1 担当している	2 担当していません
☐	☐

Q5 あなたは「健康被害救済制度」をどのようにして知りましたか。
 あてはまるものを全てお選びください。

【必須入力】

- ☐ 1. パンフレット
☐ 2. ポスター
☐ 3. DVD
☐ 4. テレビ
☐ 5. 雑誌(記事・広告)
☐ 6. 新聞(記事・広告)
☐ 7. 医療関連専門誌
☐ 8. 学会・研修会
☐ 9. 講演会
☐ 10. 医薬品医療機器総合機構のホームページ
☐ 11. 病院からの指導
☐ 12. 車行や保健所などの公的機関
☐ 13. 同僚の医師、医師仲間
☐ 14. 同僚の薬剤師
☐ 15. 同僚の看護師
☐ 16. 製薬企業から
☐ 17. 患者さんから
☐ 18. その他

Q6 あなたは「健康被害救済制度」のパンフレットやポスターをどのように見たり、入手したりしましたか。
 それぞれあてはまるものを全てお選びください。
 ※前問でお答えの内容によっては、パンフレット・ポスターのいずれか一方のみが表示されます。

【必須入力】

	1 勤務先	2 学会・研修会	3 他の医療機関	4 車行や保健所などの公的機関	5 医薬品医療機器総合機構	6 同僚から	7 製薬企業	8 電通(JR・地鉄・バス等)	9 その他
1. パンフレット	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
2. ポスター	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

Q7 「健康被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

【必須入力】

	1 知っている	2 知らない	3 分からない
1. 医薬品の副作用による被害を受けた方の迅速な救済を図ることを目指す法的な制度である	☐	☐	☐
2. 医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による皮膚や障害などの健康被害について救済給付を行う	☐	☐	☐
3. 入院から必要な程度の医療や障害などの健康被害について救済給付を行う	☐	☐	☐
4. 健康被害救済制度は全ての医薬品が対象となるわけではない	☐	☐	☐
5. 医薬品製造販売業者の損害賠償責任が明らかでない場合は対象とならない制度である	☐	☐	☐
6. 給付の種類は、死亡・障害・障害年金・障害児養育年金・遺族年金、(給付の種類: 医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料)	☐	☐	☐
7. 給付には、種類ごとにそれぞれ請求期間がある	☐	☐	☐

.....< ここまで改ページ

▼ 以下のボタンをクリックすると別画面で画像表示されます。 ▼
必ずクリックして、別画面に表示される画像全体をよくご覧ください。

D 画像表示

Q8 上記画像をご覧になってからお答えください。
あなたは、この広告を見たことがありますか。
【必須入力】

1 見たことがある	2 見たような気がする	3 見たことはない
☐	☐	☐

.....< ここまで改ページ

▼ 以下のボタンをクリックすると別画面で画像表示されます。 ▼
別画面に表示される画像全体をよくご覧ください。

D 画像表示

Q9 あなたは、どこでこの広告を見ましたか。
あてはまるものを全てお選びください。
【必須入力】

- ☐ 1. 新聞(記事・広告を問わず)・折込みチラシを除く
- ☐ 2. 週刊誌(記事・広告を問わず)
- ☐ 3. 医療関係専門誌
- ☐ 4. 医薬品医療機器総合機構のホームページ
- ☐ 5. その他のインターネットのホームページ
- ☐ 6. 電車(JR、地下鉄など)
- ☐ 7. 薬局・薬店(ドラッグストア含む)
- ☐ 8. 病院・医院
- ☐ 9. 県庁・役所・保健所などの公共機関
- ☐ 10. その他

.....< ここまで改ページ

Q10 あなたはこれまでに「健康被害救済制度」に係ったことはありますか。
【必須入力】

1 係わったことがある	2 係わったことはない
☐	☐

.....< ここまで改ページ

Q11 あなたはO10で健康被害救済制度に「O10の選択内容」と回答されましたが、どのような理由からですか。
【必須入力】

※500文字以内で記入ください。

薬を正しく使っても、副作用が起こることがあるのですか?

副作用などを完全に防ぐことは、難しいとされています。そんな時のために、「健康被害救済制度」があります。

「健康被害救済制度」は、医薬品や医療機器の副作用や健康被害を救済するための制度です。健康被害を受けた場合、健康被害救済制度を利用することができます。

健康被害救済制度

健康被害救済制度とは、医薬品や医療機器の副作用や健康被害を救済するための制度です。健康被害を受けた場合、健康被害救済制度を利用することができます。

http://www.pmda.go.jp | 0120-149-931

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

.....< ここ改ページ

Q12 あなたは今後、「健康被害救済制度」の利用を患者さんに勧めたいとお考えですか。

【必須入力】

1 勧めたい	2 どちらともいえない	3 勧めたくない
☐	☐	☐

.....< ここ改ページ

Q13 あなたはQ12で健康被害救済制度の利用を患者さんに「勧めたい」と回答されましたが、どのような理由からですか。

【必須入力】

※500文字以内でご記入ください。

.....< ここ改ページ

Q14 あなたはQ12で健康被害救済制度の利用を患者さんに勧めたいかという質問において、【Q12の選択内容】と回答されましたが、どのような理由からですか。

あてはまるものを全てお選びください。

【必須入力】

- ☐ 1. 診断書など必要書類が複雑・面倒だから
- ☐ 2. 時間がかかるとから・取られるから
- ☐ 3. 不支給の場合、責任を問われるから
- ☐ 4. 活用することが、自分の責任問題になるから
- ☐ 5. 活用を医療機関が嫌がるから
- ☐ 6. 活用を製薬企業が嫌がるから
- ☐ 7. その他

.....< ここ改ページ

Q15 あなたは、「健康被害救済制度」について、お勤めの施設や関係機関から説明や紹介を受けたことがありますか。

【必須入力】

1 受けたことがある	2 受けたことはない
☐	☐

.....< ここ改ページ

Q16 今後、「健康被害救済制度」の活用を、医療関係者の皆様にご協力頂くためには、どのような事が必要だと思いますか。

今後の参考にさせていただきますので、忌憚のないご意見を記入してください。

【必須入力】

※800文字以内でご記入ください。

アンケートは以上で終わります。ご協力ありがとうございました。
回答がなければ「確認」ボタンをクリックしてください。

送信